

【事務事業名】 計画的土地利用推進事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 1 土地利用 (1) 土地利用 計画的な土地利用の推進	【開始年度】 平成5年
【主管部課】 都市整備部計画課		

【実施根拠】 都市計画法	【類似・関連事業】 東京都都市計画マスタープラン
-----------------	-----------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 都市計画マスタープランのまちづくり方針については、本市を含む都内全市で策定済である。一方、地域別まちづくり方針については、本市を除く25市で策定済み。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	市域全域
どのような方法で(どの細事業を活用して)	都市計画マスタープランを策定し、これに則して、柔軟に具体の都市計画を定めていく。
どのような状態にしたいか	市民だれもが快適に暮らすことのできる都市づくりが進められるようにする。

【評価指標】

基本指標(単位) = 都市計画マスタープランのまちづくり方針と地域別まちづくり方針の策定数(方針)	参考指標(単位) =
【指標の考え方】 都市計画マスタープランのまちづくり方針と地域別まちづくり方針によって、府中市の将来の都市計画に係るまちづくりの方針を具体的に示すことを目標とするため、策定した方針の数とした。	【指標の考え方】
【目標値の設定根拠】 平成17年度までは1年に1箇所を目標としていたが、全体のスケジュールを見直し、平成18年度以降は全市的に作業を進め、平成21年度までに市内全8地域での方針策定を目指す。	【目標値の設定根拠】

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	1	1	1	0	目標値				
実績値	0	0	0		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
都市計画基本方針検討調査	3,940		0.3 人	6,336,824	市内全域 (km ²)	29
用途地域等見直し事務	4,733		0.2 人	6,330,883	市内全域 (km ²)	29
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 都市計画法で、市は都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならないことと規定されていることから、市が実施しなければならない事業である。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 成果向上のためにも、事業を拡大して早急に取り組む必要がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 都市計画法の改正に伴い、都市計画提案制度が拡充されたことにより、民間活力の活用について検討する。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 市域全域で調和の取れた土地利用を目指すうえで、都市計画基本方針検討調査については一部事業を拡大する必要がある。			

【今後の課題】	
地域地区(用途地域等)で規制するよりも更に、きめ細やかな地区計画制度の活用の推進を図る必要がある。	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
府中都市計画マスタープランのまちづくり方針(全体構想)及び各地域の特性を踏まえながら、地域単位の都市施設の整備方針や地域のまちづくりの方向性を明確にする地域別まちづくり方針(地域別構想)を策定する必要がある。なお、策定にあたっては、地域ごとに市民参加の方策を導入し、市との協働作業により、検討を行っていく必要がある。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	B
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了	1
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)	
4 規模の縮小			
【コメント】			
目的を達成するためには、市民の多様なニーズを捉えながら事業を進めていく必要があることから、市民参加を促し、市民のソフトパワーを活用したい。また、当該事業の実績について、定量的な指標で評価することは困難である。			

行政評価委員会からのコメント	
府中都市計画マスタープランに基づき、各地域の特性を踏まえて具体化した地域別まちづくり方針(地域別構想)の策定が必要となっている。これにより地域単位のまちづくりの方向性を明確にし、地域、開発業者、市が協力してまちづくりを進めていく環境を整える必要がある。また、地域別まちづくり方針(地域別構想)の策定にあたっては、地域と市が一体となってまちづくりを進めていく観点から、市民参加の方法で行うことが望ましい。	B
	1

【事務事業名】 地域の土地利用計画支援事業		【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 1 土地利用 (1) 土地利用 地域の土地利用計画の支援			【開始年度】 平成15年	
【主管部課】 都市整備部計画課						
【実施根拠】 府中市地域まちづくり条例		【類似・関連事業】				
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 地域まちづくり条例では、大規模な土地取引の事前届出などによりあらかじめ市が計画を把握し、所有者へ助言ができるようになった。土地利用構想の事前協議による計画段階での公表及び市からの助言などを行っている。						
1 PLAN:計画						
【事業の目的・目標】						
事業の対象は		開発事業者及び市民				
どのような方法で(どの細事業を活用して)		住みよいまちづくりの実現のために、開発事業者へ働きかけた。				
どのような状態にしたいか		良好な開発事業を誘導し、秩序ある土地利用を図っていく。				
【評価指標】						
基本指標(単位) = 土地利用方針に沿った開発事業の件数(件)				参考指標(単位) =		
【指標の考え方】 土地利用方針に沿った開発事業の誘導により、地域の良好な土地利用を進めることができる。				【指標の考え方】		
【目標値の設定根拠】				【目標値の設定根拠】		
目標値:地域まちづくり条例の開発事業(中高層建築物、開発行為)の件数 / 実績値:開発事業のうち府中都市計画マスタープランにおける土地利用方針に沿った事業件数						
	15年度	16年度	17年度	18年度		
目標達成率	71.3%	68.4%	79.6%	#VALUE!	目標達成率	#DIV/0!
目標値	94	79	93	開発事業数	目標値	
実績値	67	54	74		実績値	

2 Do:実施						
【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
大規模土地取引行為に係る助言	1,175	0	0.3 人	3,571,824	市内全域 (km ²)	29
土地利用構想の届出に係る助言又は指導	1,175	0	0.3 人	3,571,824	市内全域 (km ²)	29
中高層建築物等の事前協議	0	0	0.9 人	7,190,472	市内全域 (km ²)	29
開発行為の事前協議	0	0	0.9 人	7,190,472	市内全域 (km ²)	29
地区計画の策定支援	2,300	0	0.5 人	6,294,707	市内全域 (km ²)	29

3 Check:評価			
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 民間の開発事業の指導については、関係各課の連携により市の方針に基づく住みよいまちづくりを実現することから、今後も市で行うべきものである。			
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[C]	
<有効性> H19年度の見直しを予定している。			
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 民間委託は事業内容上検討できない。 現在のところ、類似事業はない。			
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 以前の「開発行為に関する指導要綱」、「中高層建築物等に関する指導要綱」から、「地域まちづくり条例」に移行したことにより、より適正な土地利用、良好な開発事業の誘導を図ることが可能となったことから、この事業は引き続き行っていくべきである。			

[今後の課題]	
地域まちづくり条例による大規模開発事業の手続きを行うことで、民間開発の速度に対応しきれない点が生じる。	

4 Action:見直し			
[今後の具体的な対策]			
大規模開発事業の指導として、開発事業まちづくり配慮指針を策定し、一定の根拠を事業者に示して対応をしていく。			
[総合評価]			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	B
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	1
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)	3 完了 (_____年度)	
4 現状では見直しが不可能	4 規模の縮小		
[コメント]			
H19年度から、改正地域まちづくり条例が施行される予定であり、今まで以上に地域の特性を生かした住みよいまちづくりを重点的に進め、良好な開発事業を誘導していく。			

行政評価委員会からのコメント		B
これまで、地域まちづくり条例に基づき、大規模な土地取引の事前届出などによりあらかじめ市が計画を把握し、所有者への助言などを行ってきた。これにより、大規模開発事業の誘導について一定の成果があったと思われる。今後は、平成19年度に予定されている改正地域まちづくり条例の施行に伴う諸制度を十分に活用し、事前に一定の基準、考え方などを示すことにより、開発事業の速やかな誘導を図っていく必要がある。		1

【事務事業名】 府中駅南口地区再開発事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 2 まちの整備 (1) 再開発事業・区画整理事業 府中駅南口地区再開発事業の推進	【開始年度】 平成15年度
【主管部課】 地区整備推進本部 府中駅南口周辺整備担当		

【実施根拠】 都市再開発法 都市計画法	【類似・関連事業】 なし
----------------------------------	------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 本事業については、第二地区及び第三地区の事業を終えて、A地区(第一地区)を残すところである。A地区については、平成15年10月に準備組合を設立し、施設計画案を検討するとともに、関係地権者の合意活動を進めている。
 本事業推進に対する地元地権者の気勢は高く、東京都及び国も事業の促進には積極的といえる。昨今、馬場大門のケヤキ並木の保存・管理について議論を呼んでいるが、残る再開発事業もケヤキ並木と調和した施設整備が求められる状況になっている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】

事業の対象は	府中駅南口地区
どのような方法で(どの細事業を活用して)	第一種市街地再開発事業
どのような状態にしたいか	府中市の表玄関にふさわしい交通結節点の整備と商業、業務機能の誘引により、魅力ある広域的中心拠点の再生を図る。

【評価指標】

基本指標(単位) = A地区準備組合設立に同意した権利者数(人)	参考指標(単位) =
【指標の考え方】 本事業は、権利者全員の同意を得て組合を設立し進める。	【指標の考え方】
【目標値の設定根拠】 都市再開発法 110条(全員同意型)を目指す。	【目標値の設定根拠】

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	79.5%	81.8%	75.6%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	44	44	45	45	目標値				
実績値	35	36	34		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)

主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
府中駅南口地区市街地再開発事業	8,496	5,550	1.8 人	17,326,943	(式)	1 17,326,943.4
府中駅南口地区公共施設管理者負担金	0	0	0 人	0	(式)	1 0.0
市街地再開発資金融資利子	1	0	0.1 人	799,941	(式)	1 799,941.3
府中駅南口再開発推進事業費	1,306	1,123	1.2 人	9,770,296	(式)	1 9,770,295.6
再開発事業推進計画作成費	7,969	0	0.9 人	15,159,472	(式)	1 15,159,471.7

A地区については、準備組合において組合設立のための合意活動と基本計画策定に向け準備をしている。
 第二地区については、平成8年4月に施設供用し、事業は完了している。
 第三地区については、平成17年3月に施設供用し、本年9月に組合は解散している。

【事務事業名】 建築指導事務	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 2 まちの整備 (2) 地域まちづくり 建築指導の徹底	【開始年度】 平成7年度
【主管部課】 都市整備部建築指導課		

【実施根拠】 建築基準法	【類似・関連事業】 指定確認検査機関による建築確認及び完了検査事務
------------------------	---

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
平成11年5月1日から指定確認検査機関制度が発足し、平成18年11月現在、府中市を業務範囲とする25機関が国土交通大臣並びに知事から指定を受けている。平成14年度実績では、建築物の確認申請件数は、指定確認検査機関が301件、建築主事に申請されたものは868件であったものが、年々指定確認検査機関に提出する件数が増加し、平成17年度実績では、指定確認検査機関(民間)が729件(65%)、建築主事(市)への申請が385件(35%)と逆転している。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	府中市内における住環境が、(新築・増改築・既存建築物、すべてにおいて)
どのような方法で(どの細事業を活用して)	建築基準法を遵守するとともに、地域特性を活かした住みよいまちづくりを推進し、
どのような状態にしたいか	違法な建築物がない良好な住環境を確保する

【評価指標】									
基本指標(単位) = 検査済交付率(%)					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 建築物等が建築計画の段階から完成までの間、法に適合した設計が行われているかを審査確認し、工事中の建築物については中間検査を行い、必要に応じて工事中の施行監理が適正になされているかの報告を求め、また、完成後、法に適合した建築物であるかを検査をして、必要に応じて、指導する。					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 確認済証を交付した全ての建築計画については、中間、完了時の検査率を高め検査済証を交付することができるよう審査・検査の厳格化を目標とする。					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	54.2%	94.6%	87.8%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	目標値				
実績値	54.2	94.6	87.8		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】							(事業費及び特定財源 / 単位:千円)		
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)		
建築許可、確認及び検査事務	8,083	8,083	8人	63,915,304	許可確認検査申請件数	520	122,914.0		
建築監察事務	172	172	0.5人	3,994,707	違反摘発件数	8	499,338.3		
特殊建築物、建築設備の定期報告	893	893	1.75人	13,981,473	定期報告件数	2,360	5,924.4		
建築物等動態調査及び実態調査	108	108	1.25人	9,986,766	調査件数	1,938	5,153.1		

地域まちづくりの一環として、その最小単位である建築物を適法に建築してもらうため、その建築計画が法(建築基準法及び関係規定)に適合しているかを審査し確認する。また建築完了時に法に適合しているかを検査する。その他、建築中においては、中間検査を実施し違法が認められた場合は、法に適合するよう是正指導する。特殊建築物及び建築設備については、建築後においても建築物等の安全で適正な維持管理をしてもらうため、定期的に有資格者による検査結果を報告させる。その他必要に応じ法に制限された建築物等について例外許可を行う。

3 Check:評価		
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]
<必要性>	建築確認及び検査については、その充実・効率化に行政の十分な実施体制が確保できない状況であり、官民の役割分担の見直しにより民間の指定確認検査機関に開放された。当該機関の確認件数は特定行政庁を上回る傾向にあったが、17年度後半の民間機関の確認建築物の耐震構造偽装事件を契機として、こうした流れに歯止めがかかっている状況にあり、建築確認業務はもとより、適法に建築物を維持、保全するための特定行政庁の役割があらためて重要となっている。	
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]
<有効性>	建築指導行政においては確認申請に係る審査及び建築物の中間・完了検査の厳格化を図り、建築基準法を遵守するための市民意識の向上を図る啓発を進める。	
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
<効率性>	構造計算書の偽装問題は、民間活力の活用に必要な課題があることから、偽装発覚を契機として、建築基準法・建築士法等が改正され、行政、指定確認検査機関、建築士、建築士事務所等の役割と責任が明確化され、特定行政庁の責任も重くなり、現状は単に民間活力の活用という面からコストが下げられるという状況にない。	
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<妥当性>	建築指導については、法を遵守し、火災・地震等に安全な建築物とすることが基本であり、事業構成は妥当である。	

[今後の課題]

適法な建築のために、評価指標にも示すとおり、確認申請に係る審査及び検査を厳格化し、全ての建築物の完了検査を実施すること。また、違反建築を取り締まるのではなく、違反をさせない環境づくりが必要である。

4 Action:見直し

[今後の具体的な対策]

指定確認検査機関による確認・検査件数は、耐震構造偽装事件の影響を除いて考えた場合、毎年増加の傾向にあり、民間活力の活用という面の目的は達成されたと考える。現在の法体系では、民間機関に建築確認を全て委ねることはできないが、将来的には行政と当該民間機関との連携、役割分担及び責任の明確化等について、さらに法整備が進められれば民間機関に建築確認の分野を担ってもらうことも可能であるとする。そうした状況が確立されれば、これら確認検査事務に要していた余力をまちづくりという視点にたつて、その主力を、地域の特性に合ったきめ細かなまちづくり行政に取り組みする体制に構築することが可能になるのではないかと考える。

[総合評価]

A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	A
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了	1
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)	
	4 規模の縮小		

[コメント]

建築に係る最低限のルールである建築基準法を遵守するために事務を遂行しているため、これ以上の規模縮小は望めない。また、法改正、国の方針等による建築行政の変化に対して、常に対応しているため、大幅な見直しは必要としない。

行政評価委員会からのコメント

上記コメント中にあるように、大幅な見直し等は必要としないとしながらも今後の課題のなかで違反させない環境づくりをあげていますが、こまめな巡回パトロールと完了検査の徹底強化により事務内容を改める。また、民間機関との連携、役割分担及び責任の明確化により、法の整備が進められれば民間機関に建築確認の分野を担ってもらうよう進める。	A
	1

【事務事業名】 民間施設のバリアフリー化事業		【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 2 まちの整備 (3) バリアフリーのまちづくり 民間施設のバリアフリー化		【開始年度】 平成4年					
【主管部課】 福祉保健部地域福祉推進課									
【実施根拠】 福祉のまちづくり条例 同条例施行規則 福祉環境整備事業助成金交付要綱		【類似・関連事業】 福祉のまちづくり推進事業 公共施設のバリアフリー化の推進							
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 高齢者人口等が増加する中で、介護が必要になっても地域で安心して暮らし続けるため、福祉のまちづくりの観点からのハード面及びソフト面の環境整備を図り、介護予防につながる社会参加(外出等)や在宅介護がより容易になるような社会の構築が時代の要請となっている。									
1 PLAN:計画									
【事業の目的・目標】									
事業の対象は	不特定多数の方が利用する民間建築物等								
どのような方法で(どの細事業を活用して)	福祉のまちづくり条例に基づき、福祉的環境の整備を目的として不特定多数の方が利用する民間建築物等に係る事前協議、完了確認を実施。福祉的環境の整備を目的とした改築等に助成金を交付。								
どのような状態にしたいか	福祉のまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する民間建築物等の福祉的整備を促進し、高齢者及び障害者等の利便と社会参加の拡大を図り福祉のまちづくりの推進を図る。								
【評価指標】									
基本指標(単位) = 福祉環境整備費助成件数 (件)			参考指標(単位) =						
【指標の考え方】 集合住宅及び不特定多数の方が利用する物販店、飲食店などの都市施設等の新築・増築・改修に際し、福祉環境整備事業を実施する建築主等の想定数。			【指標の考え方】						
【目標値の設定根拠】 過去の助成実績をもとに、最大の件数を目標値とする。 (件数) 平成9年度 7件 (金額) 平成6年度 26,823千円			【目標値の設定根拠】						
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	14.3%	57.1%	57.1%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	7	7	7	7	目標値				
実績値	1	4	4		実績値				

2 Do:実施							
【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
福祉環境整備費補助金	1,229	0	0.05 人	1,628,471	助成件数 (件)	4	407,117.7
			人	0			#DIV/0!
			人	0			#DIV/0!
			人	0			#DIV/0!
			人	0			#DIV/0!
民間施設の福祉的環境整備に助成を実施。							

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]	
<必要性> 不特定多数の方が利用する建築物等の福祉的整備を促進することで、高齢者及び障害者等の利便と社会参加の拡大を図り、福祉のまちづくりを推進する必要がある。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 不特定多数の方が利用する建築物等の新設または改修時において、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を行っているが、中高層以外の建築物について把握出来ていない現状がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> 補助事業なので、民間委託等はできないが、建築確認申請提出時に、福祉的環境整備の面も同時に確認、チェックすることは可能ではないか。また、バリアフリー状況の情報提供などの方法として民間活力の活用は可能ではないか。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 民間建築物の新設または改修時の事前協議における指導助言及び福祉的環境整備助成は必要な事業であり、妥当なものとする。			

【今後の課題】	
事前協議における指導等については、中高層以外の建築物について把握出来ていない現状がある。また、指導等においては、ユニバーサルデザインの考え方の導入、普及が必要であり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」への対応も必要となる。さらに、ソフト面(情報伝達や啓蒙活動等)の対応、視覚・聴覚障害者への情報提供の方法の確立が必要である。	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
社会福祉法の理念である「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を重視した、地域社会を基盤とした福祉の推進のためには、ノーマライゼーションやバリアフリー及びユニバーサルデザインについての市民、事業者の認識や理解をさらに深める必要がある。そのため、様々な広報媒体を活用した普及・啓発に努めるとともに、「福祉のまちづくり条例」に基づく環境整備を進め、誰にもやさしいまちづくりを推進していく。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	B 2
【コメント】			
福祉のまちづくり条例と新たに導入されるユニバーサルデザインの考え方及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」との関係などを随時検討し、新たな制度や法律への対応を図っていく必要がある。			

行政評価委員会からのコメント		B
福祉のまちづくり事業により建築主に対して指導・助言した結果、当該建築物が高齢者や障害者などの利便性と社会参加の拡大を図ると認められた場合、助成金を交付し民間施設のバリアフリー化を促進している。当該事業を推進するにあたり、有効な事業であるので今後も継続することが妥当である。なお、新築時には福祉のまちづくり条例によりバリアフリー化への対応がされているので、新築を対象外とし増改築のバリアフリー化を促進するために、PRに努めたらどうか。		2

【事務事業名】 公共交通バリアフリー化事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 2 まちの整 (3) バリアフリーのまちづくり 公共交通 のバリアフリー化	【開始年度】 平成13年
【主管部課】 都市整備部土木課		

【実施根拠】 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)	【類似・関連事業】 鉄道交通利便性向上事業 鉄道交通乗り継ぎ円滑化事業 バス交通の利便性向上
---	--

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 平成16年6月末日現在、全国で147市町村(156基本構想)が基本構想を策定し、国土交通省に提出している。東京都内では、6区5市で基本構想策定済み。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】

事業の対象は	高齢者、障害者等バリアフリーな環境を必要とする市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	駅前広場や道路など、駅を中心とした地域のバリアフリー化を進めたり、公共交通事業者に対して、駅施設へのバリアフリー化
どのような状態にしたいか	公共交通機関の利用に関して、円滑に移動できるようにする

【評価指標】

基本指標(単位) = 基本構想に基づく事業(件数)	参考指標(単位) =
【指標の考え方】 事業を実施していくためには、その方向性を示す基本構想に基づく事業件数とする。	【指標の考え方】
【目標値の設定根拠】 基本構想に基づく事業件数を目標とする。	【目標値の設定根拠】

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	1	1	4	1	目標値				
実績値	1	1	4		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)

主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
交通バリアフリー法重点整備地区推進事業費	9,604	0	1人	17,593,413	整備工事	3 3,201,334
"	691	0	1人	8,680,413	福祉祭り広報活動	1 691,000.8
			人			#DIV/0!
			人			#DIV/0!
			人			#DIV/0!

福祉まつりにおいて、バリアフリー実施事業の広報活動を行った。

【事務事業名】 まち並み形成・保全事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 3 都市景観 (1) 景観形成 まち並みの形成と保全	【開始年度】 平成11年
【主管部課】 都市整備部計画課		

【実施根拠】 府中市都市景観条例 府中市都市景観基本計画	【類似・関連事業】 東京都景観条例
------------------------------------	----------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 現行の景観形成地区の指定の制度については、行為の制限を行うことになり、景観的重要な地区の住民の合意形成を図るには厳しい状況にある。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	景観形成に重要な地区
どのような方法で(どの細事業を活用して)	景観条例に基づく都市景観形成地区の指定
どのような状態にしたいか	景観形成に重要な地区を都市景観形成地区として指定し、市内の歴史的建造物と調和した景観形成や保全を図る

【評価指標】									
基本指標(単位) =					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率					目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値					目標値				
実績値					実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
都市景観形成地区の指定	383	0	0人	383,000	市内全域 (km ²)		29
			人	0			#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!

平成15年度けやき並木沿道の現況及び権利者(一部)調査実施

平成18年度事務事業評価表

【事務事業名】 景観ガイドライン策定事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 3 都市景観 (1) 景観形成 景観ガイドラインの策定	【開始年度】 平成11年
【主管部課】 都市整備部計画課		

【実施根拠】 府中市都市景観条例 府中市都市景観基本計画	【類似・関連事業】 景観法 東京都景観条例
---	---------------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 景観法の制定、東京都景観条例の改正を受けて、府中市都市景観条例を改正し、より実効性のある都市景観形成の基準の策定が必要である。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	市民、事業者
どのような方法で(どの細事業を活用して)	景観条例に基づく届出や地域まちづくり条例による協議において、ガイドラインを活用し景観形成の誘導を図る。
どのような状態にしたいか	大規模な開発や建築に対する景観ガイドラインを策定し、地域と一体となった景観の形成の誘導基準とする。

【評価指標】									
基本指標(単位) = 開発や建築における特定行為に係る助言、指導数(件)					参考指標(単位) = ガイドラインの策定数(件)				
【指標の考え方】 開発や建築は景観形成への影響が大きいため。					【指標の考え方】 景観条例による特定行為の届出及び地域まちづくり条例に基づく中高層協議などにおける景観誘導への影響が大きいため。				
【目標値の設定根拠】 都市景観審議会の答申を受け助言した案件の数に対する実行件数					【目標値の設定根拠】 景観要素別ガイドラインの策定数				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	38.5%	#VALUE!	目標達成率	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%
目標値	2	6	13		目標値	1			1
実績値	2	6	5		実績値	1			0.5

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
都市景観審議会提出資料作成委託(按分)	314	0	0.1 人	1,112,941	市内全域 (km ²)	29
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
都市景観づくりガイドライン<中高層建築物編>平成13年度検討、14年度策定 都市景観づくりガイドライン<住宅地開発編>平成14年度検討、15年度策定 都市景観づくりガイドライン 色彩編 平成18年度基礎調査						

【事務事業名】 けやき並木景観保全事業		【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 3 都市景観 (2) 緑豊かな景観づくり けやき並木の景観の保全		【開始年度】 昭和48年					
【主管部課】 都市整備部計画課・地区整備推進本部けやき並木周辺整備担当・生涯学習部生涯学習課文化財担当									
【実施根拠】 府中市都市景観条例 けやき並木景観整備基本計画 文化財保護法		【類似・関連事業】 地域安全環境美化の日							
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 「馬場大門のけやき並木」の所有者(管理者)は大国魂神社であるが、市民の間では「けやき並木は、府中市全体の貴重な文化遺産」という意識が高まりつつある。これほどの広範囲に及ぶ並木は、日本全体でも「日光杉並木」くらいであり、年々痛みが激しくなるけやきの老木もあることから、国・都も天然記念物としての並木全体の景観保全に向けた対応が必要とかがっている。									
1 PLAN:計画									
【事業の目的・目標】									
事業の対象は	国指定天然記念物の馬場大門けやき並木								
どのような方法で(どの細事業を活用して)	平成16.17年の2か年に及ぶけやきの調査成果を基にして、また、けやき並木沿道の建築計画の協議								
どのような状態にしたいか	本市のシンボルであるけやき並木が、将来に向けて、いつまでも健全な状態で保護され府中市のシンボルとしてふさわしい景観を保全整備する。								
【評価指標】									
基本指標(単位) = 胸高周囲2m以上の古木 (本) = 壁面後退済みの延長(m)		参考指標(単位) = けやき並木沿道における開発や建築における特定行為に係る助言、指導数							
【指標の考え方】 けやきの胸高周囲2m以上の古木の維持状態が、並木全体の保全状況を示す指標として適当であるため。けやき並木の景観上、壁面後退は大変大きな意義があるため。ただし民間の協力によるものなので、参考指標とする。		【指標の考え方】 開発や建築は景観形成への影響が大きいため。							
【目標値の設定根拠】 平成15年 - 16年度の2か年で行った調査により古木は枯死木4本を含む39本と判明したため、現状維持を目的値39本とする。		【目標値の設定根拠】 けやき並木沿道の開発や建築に伴う特定行為の届出対象件数を目標値とした。							
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	目標達成率	0.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	32	39	39	39	目標値	1	1	0	
実績値	32	39	39		実績値	0	1	0	

2 Do:実施									
【事業の概要】文化財 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)									
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)		
文化財保護振興事業	3,449	0	0.5 人	7,443,707	清掃・灌水実施面積(m ²)	7,500	992.5		
都市景観審議会提出資料作成委託(按分)	2,190	0	0.1 人	2,988,941	けやき並木沿道地区の壁面後退面積(m ²)	457	6,540.4		
			人	0	()		#DIV/0!		
			人	0	()		#DIV/0!		
			人	0	()		#DIV/0!		
けやき並木全体の清掃・ヘデラの管理と、灌水を毎日自動で行うためのシステム維持管理経費 壁面後退については、都市景観条例付則に基づき「けやき並木景観整備基本計画」にそって、沿道の方のご協力を得ながらその進展に努めている。									

3 Check:評価		
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]
<p><必要性> 市政世論調査においても、市民が将来に残したい市の文化財として最上位にランクしており、重要性は益々高くなっていく。また、毎年少しずつであるが建物の築造に伴って壁面線が後退し、けやきの枝が張れる空間が確保する。</p>		
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[A]
<p><有効性> けやきの状態悪化は進行している。計画の実施に向けて、もはや後戻りや逡巡はできない状況にある。また、けやき並木沿道の景観形成を図ることから引き続き対応する必要がある。</p>		
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
<p><効率性> けやき並木沿道地区の地権者や利用者などからは、けやき並木の利用計画などを踏まえ景観形成を検討し、壁面後退などの規制を含むための行政の役割が重要である。</p>		
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<p><妥当性> 現行の景観条例及び都市景観基本計画におけるけやき並木沿道の景観形成の推進としては妥当である。</p>		

【今後の課題】
<p>平成16.17年の2年間にわたるケヤキ自体の詳細な調査により、衰退のメカニズムがかなり明らかになってきた。本年は、これを受けて、市民参加のケヤキ並木保存管理計画策定委員会を設置し、現在は計画策定に向けて、短期、中期、長期の課題について抽出している。今後、所有者の大国魂神社、東京農工大学の専門研究者、けやき並木周辺整備担当を中心とする庁内の関係課、さまざまな係りのある市民が協働で、ケヤキ並木を将来に残すための具体的な取り組みに着手していく必要がある。</p>

4 Action:見直し		
【今後の具体的な対策】		
<p>けやき並木自体の保存では、所有者である大国魂神社や市民全体の意見も幅広くうかがい、市文化財専門委員会・東京都・文化庁とも協議し、具体的な保全管理計画を策定する必要がある。また、けやき並木の景観保全事業としては、都市景観のなかで、いかに貴重な文化財を保全していくかということから、「けやき並木景観整備基本計画」に基づいた検討が引き続き必要であり、府中市全体で取り組むべき課題と考えられる。</p>		
【総合評価】		
<p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p>	<p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p>	<p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p>
		B
		1
【コメント】		
<p>これまでのケヤキの調査によって、土中の根が酸素不足になっている状況、美観優先で植えられたヘデラに水分を奪われている状況、石垣・土盛による根の圧迫、ケヤキ以外の雑木の繁茂など、さまざまな衰退の理由があることがわかってきた。今後、新設されたけやき並木周辺整備担当と連携協力の上、全庁的にこのような問題の解決に取り組んでいくことで必要である。</p>		

行政評価委員会からのコメント	B
<p>けやき並木保全整備計画を考える中で、市全体での対応を図るべきと考える。また、神社、都、国、地元商店街、市民等の組織とその役割分担し早急に話し合いを進める。また、現在国指定天然記念物馬場大門のけやき並木保存管理計画策定委員会の検討報告の結果を待って今後の見直しを行う。</p>	1

平成18年度事務事業評価表

【事務事業名】 南武線新駅設置促進事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 4 公共交通 (1) 鉄道交通 南武線新駅の設置促進	【開始年度】 昭和34年
【主管部課】 地区整備推進本部南武線新駅周辺整備担当		

【実施根拠】	【類似・関連事業】 なし
---------------	------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 平成9年に新駅設置の条件がJRから正式に提示され、その後協議を重ねてきた中で、平成17年6月に国土交通省の新駅設置認可が下り、同年7月に平成20年度の開業が明記された覚書をJR、西府土地区画整理組合、府中市の3者で締結をした。その後、平成17年12月より駅舎の詳細設計がJRにより進められている。今後の予定として、平成18年12月にJR用地の確定、施工協定の締結、平成19年2月から工着手、平成20年11月開業が予定されている。これに合わせ、駅周辺の土地区画整理事業も順調に進捗している。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	東日本旅客鉄道(株)八王子支社、東京工事事務所、東京電気工事事務所及び西府土地区画整理組合
どのような方法で(どの細事業を活用して)	必要に応じた協議及び協定に基づく駅舎費用の一部負担(負担金の支出)
どのような状態にしたいか	平成20年11月(仮称)西府駅開業

【評価指標】

基本指標(単位) = JRとの協議回数(回)					参考指標(単位) = 広報掲載(回)				
【指標の考え方】 市は組合の意見を集約しながら、新駅開業の早期実現に向け、JRと協議していくため。					【指標の考え方】 新駅に関する情報を広報誌を通じて広く市民に周知するため。また、区画整理区域内の地権者には事業に関する情報を毎月配布している。				
【目標値の設定根拠】 新駅に係る工事については、基本設計、詳細設計、実施設計へと進んでいくが、組合設立後は事業が具体化されるため、協議回数を増やしていく。					【目標値の設定根拠】 広報掲載は年1回を予定し、市民への周知を図る。				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	216.7%	162.5%	170.0%	0.0%	目標達成率	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%
目標値	6	8	10	12	目標値	1	1	1	1
実績値	13	13	17		実績値	0	1	1	

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
新駅設置に係るJRとの協議	0	0	0.6 人	4,793,648	協議回数	(回) 17	281,979.3
			人	0		()	#DIV/0!
			人	0		()	#DIV/0!
			人	0		()	#DIV/0!
			人	0		()	#DIV/0!

新駅設置については、西府土地区画整理事業の中で組合が整備していくこととなる。市としては、今後も組合の意見を集約しながら新駅開業の早期実現に向けJRと協議していく必要がある。

3 Check:評価	
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [A]
<必要性> JR南武線の新駅設置は、戦後まもなくより地元、議会、市の3者が一体となって取り組んできた重要施策であり、西部地域における交通拠点整備の核となるものである。	
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [A]
<有効性> 平成20年11月の開業を目指し、平成19年2月からの工事着手が予定されており、見直しの余地はない。	
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [A]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [A]
<効率性> JRとの協議は、JRからの要請により組合ではなく駅舎に併設される自由通路の将来管理者である市が行うことになっており、代替は有り得ない。	
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [A]
<妥当性> 新駅設置に向けては、新駅の設計、工事はすべてJRにより実施され、組合及び市は負担金を支出することとなっているため、そのJRとの協議をしていくことは必要不可欠である。	

【今後の課題】	
<p>駅舎に併設される自由通路に係る費用及び市が負担する駅舎費用は、西府地区の都市再生整備計画に位置付けられており、国庫補助金であるまちづくり交付金の対象となっているため、平成20年度までの交付期間内の完成が事業費の確保という観点から必要となる。</p>	

4 Action:見直し	
【今後の具体的な対策】	
<p>周辺の整備を行っている組合との調整を図る中で、平成20年11月の開業時期が大幅にずれぬことのないよう進行管理に努めると共にJRと綿密な協議をしていくこととなる。具体的には、工所用仮設道路、工事ヤードの確保、工所用車両の搬入調整、JR用地の確保に伴う権利者の建物移転等である。</p>	
【総合評価】	
<p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p>	<p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p>
<p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p>	<p>A</p> <hr/> <p>1</p>
【コメント】	
<p>駅舎に係る費用については、要請者として組合が全額負担することとなっていたが、組合事業計画作成以降に新たな負担が発生したため、これについて市で負担してほしいとの要望が組合からあり、平成16年8月の鉄道対策特別委員会、同年9月の定例市議会本会議において市で負担することについて報告了承されている。この費用とは、アトス(運行管理システム)、スイカ(新出改札システム)のシステム改良費相当額となっており、現在JRから示されている負担額は6億円となっている。</p>	

行政評価委員会からのコメント	
<p>駅舎に関してはJRの設計も完了しており、今後のJRとの協議の内容については、施行協定の締結等の各手続きに関する事項が中心となると思われるが、平成20年度の開業に向けて事業が停滞することのないよう進捗状況の確認を行い、適切な進行管理に努めるべきと考える。</p>	<p>A</p> <hr/> <p>1</p>

【事務事業名】 京王線高架化推進事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 4 公共交通 (1) 鉄道交通 京王線の高架化の推進	【開始年度】 昭和62年
【主管部課】 都市整備部計画課		

【実施根拠】 なし	【類似・関連事業】 国及び東京都における踏切対策事業 都市計画道路による単独立体事業
--------------	--

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 国及び東京都において、踏切対策基本方針が示され、個々の踏み切りの課題が抽出され、踏み切り改良や安全対策などについて今後検討することとしている。また、南北方向の都市計画道路の踏み切り交差部の単独立体化が進捗しつつある。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	府中駅より東側の沿線
どのような方法で(どの細事業を活用して)	一般陳情として東京都に対し京王線の東府中から武蔵野台駅までの区間の連続立体化事業の早期事業化について毎年要望している。
どのような状態にしたいか	鉄道による南北交通の分断や、踏切による渋滞の解消

【評価指標】									
基本指標(単位) = 要請行動(件)					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 東京都等へ要望するための要請行動					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 長期計画においては、毎年、東京都へ要請する必要があるため、その年に行う要請行動の回数					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	1	1	1	1	目標値				
実績値	1	1	1		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
東京都に要望	0	0	0人	0	()	()	#VALUE!
			人	0	()	()	#DIV/0!
			人	0	()	()	#DIV/0!
			人	0	()	()	#DIV/0!
			人	0	()	()	#DIV/0!

一般陳情として東京都に対し京王線の東府中から武蔵野台駅までの区間の連続立体化事業の早期事業化について毎年要望している。

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[B]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]	
<必要性> 府中駅から東側の交差交通において、都市計画道路の単独立体が進み、ある程度の交通緩和に繋がっていることもあるが、競馬場や競艇場などの開催日には多くの車などが集中し、渋滞を引き起こしている。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[C]	
<有効性> 国や東京都が進める踏切対策などを踏まえ、交差交通の対策を検討し、駅構造を含め総合的に見直す必要がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> 東京都及び国に対する陳情内容を見直し、効果的な要請行動を実施するが、人的経費であり、コストの削減には限界がある。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> この事業は、昭和62年から実施しており、府中駅の高架化に伴い、一定の成果は得られている。			

【今後の課題】	
府中駅から東側の交差交通において、都市計画道路の単独立体が進み、ある程度の交通緩和に繋がっている。今後は、国、東京都が進める踏切対策や都市計画道路3・4・3の進捗を見ながら検討を行う必要がある。	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
踏切対策基本方針で位置付けられた重点踏切は、短期的な検討事項とし、連続立体化事業の早期事業化の要望は、長期的な展望として引き続き東京都へ要望する。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	B 4
【コメント】			
毎年東京都に要望しているところであるが、多くの課題があることから困難との回答で実現するのは厳しいのが現状である。			

行政評価委員会からのコメント		A
連続立体化事業については、課題が多く実施が困難な状況である。鉄道による南北交通遮断の抜本的な解決には、連続立体化が有効であることから、今後も、踏切対策等による交通渋滞の緩和の状況を見極めつつ、連続立体化事業について引き続き東京都へ要望していく必要がある。		1

[事務事業名] コミュニティバス運行事業	[府中市総合計画] 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 4 公共交通 (2) バス交通 コミュニティバスの運行	[開始年度] 平成14年
[主管部課] 環境安全部地域安全対策課		

[実施根拠] 府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱 府中市コミュニティバス運行事業協定	[類似・関連事業] 路線バス 福祉タクシー事業など交通弱者に対応する交通機関 その他公共交通機関
--	--

[事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)]
 既存公共交通機関から遠隔地の居住者や高齢者など交通弱者が公共施設などを利用する利便性を高める対策としてコミュニティバスを導入した。しかし、予想以上に市民の好評を博し、利用者が右肩上がりである一方で市民要望も多くある。また、コミュニティバス導入時の導入調査検討協議会による2年後の見直しが必要との提言を受けて、本市では「府中市コミュニティ検討協議会」を平成18年1月に設置し、平成18年度中に報告を受ける予定である。その報告を基に必要なならば、既存ルートの変更などを行い、より市民の利便に適するコミュニティバス運行に努めるところである。

1 PLAN:計画

[事業の目的・目標]	
事業の対象は	市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	民間事業者の運営するコミュニティバスの活用
どのような状態にしたいか	市内の交通不便地域を解消するとともに、交通弱者が市内を移動しやすい状態(補助事業として、民間コミュニティバス運行経費と運賃収入等の差額分が市の補助で稼働しているため、コミュニティバスが既存交通機関を圧迫せず市民利用を維持する一方で補助金の低減を図りたい)。

基本指標(単位) = 補助金の額(年度・千円)					参考指標(単位) = 利用人数(年度間)				
[指標の考え方] 運行経費の削減努力を継続し、運賃収入等の増加を図ることによりコミュニティバスの自主運行につながる。					[指標の考え方] コミュニティバス利用者の動向が交通弱者等の利用の指針とできる。基準 = 通年運行となった16年度の利用人数				
[目標値の設定根拠] 市民に親しまれながらも公費負担を低減する。 平成15年度は運行開始以降の4か月間に対する補助金の額					[目標値の設定根拠] 利用者の増加 目標値=前年度1日平均利用人数×365日(平成16年度～) 平成15年度は運行開始以降の4か月間の利用人数				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	142.5%	161.1%	156.7%		目標達成率	99.9%	119.1%	113.6%	
目標値	43,576	135,976	106,507	78,546	目標値	303,000	906,000	1,121,000	1,298,000
実績値	30,584	84,430	67,972		実績値	302,798	1,120,559	1,297,317	

2 Do:実施

[事業の概要] (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)	
市内4ルートの運行補助金	67,972	13,175	0.3人	57,193,824	利用者数 (人)	1,297,317	44.1
			人		()		
			人		()		
			人		()		

事業費 = 市補助金 = バス事業者運行経費 - 運賃収入
 多磨町ルート 是政循環 北山町循環 南町・四谷循環 1回利用料金 100円
 運行経費 平成15年度60,309千円、平成16年度190,294千円、平成17年度185,486千円
 運行収入 平成15年度29,725千円、平成16年度105,864千円、平成17年度117,513千円
 特定財源 = 東京都福祉改革推進事業補助金(平成16年12月から3年間限定補助金であり、是政循環、南町・四谷循環の2ルートが対象)平成16年度14,437千円、平成17年度13,175千円、平成18年度8,706千円(内示額)

【事務事業名】 バス交通利便性向上事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 4 公共交通 (2) バス交通 バス交通の利便性の向上	【開始年度】 平成6年
【主管部課】 都市整備部計画課		

【実施根拠】 なし	【類似・関連事業】 なし
---------------------	------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】

平成12年交通バリアフリー法施行。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】

事業の対象は	市内を走る路線バスを利用する市民及びその他のバス利用者
どのような方法で(どの細事業を活用して)	市内におけるバス交通の利便性の向上を図るため、バス事業者に対して平成6年度より一般陳情として毎年要
どのような状態にしたいか	バス交通の利便性が向上することで、全てのバス利用者が安全で快適に利用できる状態

【評価指標】

基本指標(単位) = 要望の了承数(件)					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 バス事業者に要望した項目数に対して了承された数					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 要望した結果と実現数					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	33.3%	50.0%	66.7%	0.0%	目標達成率	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	3	2	3	2	目標値				
実績値	1	1	2		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)

主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
京王電鉄バス株式会社に要望	0	0	0人	0	()		#VALUE!
			人	0			#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!

バス交通の利便性の向上を図るため、バス事業者に対して平成6年度より一般陳情として毎年要望している。

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> バス交通は市民及び市内施設の利用者にとって、かけがえのない交通機関として定着しており、その必要性は高齢者社会とともに必要性が高まっている。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[A]	
<有効性> 都市計画道路などの進捗にあわせ、民間のバス事業者に対して毎年、協議する手段としては、有効である。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 市民などのバス利用者の声を伝えつつ、利便性の向上を図るためには、市の役割は重要である。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 年々、少しずつであるが、バス事業者に対しての陳情・要請行動を通して、市民の声を反映させる手段となっている。			

【今後の課題】	
新駅や都市計画道路の進捗などにより、状況を把握し、バス交通の利便性向上の要望事項を見直す。	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
バス停留所上屋・ベンチの設置やバスロケーションシステムの導入等については、可能性や安全性、費用対効果を踏まえて要望する。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A
1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	
			1
【コメント】			
バス停留所の上屋やベンチの設置については、歩行者や自転車安全に通行できる歩道幅員の確保など、バス事業者では解決できない課題もあり、関係機関などと協働して進める必要がある。			

行政評価委員会からのコメント		A
<p>本事業は事業者に対する陳情・要望が主となるものであるため、継続的に実施していく必要がある。</p> <p>京王バスのバリアフリー対応バス導入率は90%以上、環境負荷低減バスの導入も進んでおり、継続実施の成果ともいえる。</p> <p>陳情・要望するに当たっては、停留所上屋・ベンチ設置については、道路管理者との調整が可能な箇所やバス乗降客の多い箇所など、ロケーションシステムの導入については、渋滞発生多発路線やバス利用者の多い路線などを調査し、ポイントを絞って行うことで、より協議が進めやすくなるを考える。</p>		
		1

【事務事業名】 生活道路安全確保事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 5 道路網 (1) 道路整備 生活道路の安全の確保	【開始年度】 平成元年
【主管部課】 都市整備部土木課		

【実施根拠】 道路法第16条、同条第42条	【類似・関連事業】 歩行者優先の道路整備事業
---------------------------------	----------------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
市民と関係機関と協力してコミュニティーゾーンを指定し、ゾーン内の通過交通を抑制し、安全の向上を図っていく。また、歩道のない生活道路を拡幅改修し、歩行者と車の走行の安全性向上を図る。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	歩道の整備、ハンプ付き道路の採用など、道路構造面からの安全対策を関係機関と進めたり、コミュニティーゾーンの指定など生活道路へ侵入する通過車両の抑制策を関係機関に要請することにより、
どのような状態にしたいか	安心して生活できる道路を確保する

【評価指標】

基本指標(単位) = 道路築造工事延長 (m)	参考指標(単位) =
【指標の考え方】 整備には、拡幅に必要な幅員より面積・費用が変化するが、将来拡幅する道路の総整備延長(m)で事業の目標にする。	【指標の考え方】
【目標値の設定根拠】 当該区域内の道路調査対象延長としている。	【目標値の設定根拠】

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	85.2%	113.6%	104.0%	98.7%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	236	220	201	150	目標値				
実績値	201	250	209	148	実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
道路拡幅改修工事	8,996	0	1人	16,985,413	延長 209 (m)	209.0	43,043.1
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!

3 Check:評価			
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[B]	
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]	
<必要性> コミュニティーゾーンの指定とハンプ道路の設置には、多くの関係者の住民の総意が必要であり、経費と時間を要するしているが、道路拡幅改修による歩道設置・車道改善と同様に効果がある。			
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> コミュニティーゾーンの指定による安全性の向上と、道路新設事業、道路拡幅改修事業は同様に有効性がある。			
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> 道路新設事業、道路拡幅改修事業による整備は、コスト面でも効果があり安全性の向上につながる。			
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[B]	
<妥当性> 生活道路の安全性の向上は、時間を要することなく着実に改善を講じていくことが効果がある。			

[今後の課題]			
<p>早急に安全性が望まれる生活道路において、コミュニティゾーンの指定には時間を要する一方、単独の道路新設、道路拡幅改修事業は用地買収を迅速に行うことが課題である。</p>			

4 Action:見直し			
[今後の具体的な対策]			
<p>早急な安全性向上が望まれる生活道路について、小中学校等の公共施設を中心にした住宅区域を「あんしん歩行エリア」に定めて計画的に道路拡幅整備事業等によって順次整備を図っていく。</p>			
[総合評価]			
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	B 2
[コメント]			
<p>道路新設、道路拡幅改修事業において、時間を要することなく歩道設置等で安全性向上につながっており、事業の統合が望ましい。</p>			

行政評価委員会からのコメント		A
コミュニティゾーンの指定によるハンプ道路の設置事業以外は、道路新設事業、道路拡幅改修事業においてもどのように安全性向上の効果があるので検討する必要がある。		1

【事務事業名】 狭あい道路解消事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 5 道路網 (1) 道路整備 狭あい道路の解消	【開始年度】 平成7年度
【主管部課】 都市整備部管理課		

【実施根拠】 府中市狭あい道路拡幅整備要綱	【類似・関連事業】 なし
---------------------------------	------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
狭あい道路の解消について、市民の理解、協力が得られ、土地の寄付が増加傾向にある。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	1. 建築基準法第42条第2項に該当する道路に接する土地、または市の認定道路、市が管理する道路で、市長が地域の生活環境を改善するために必要とする幅員4メートル未満の道路に接する土地。 2. 道路と民地の境界が確定している土地、または確定することができる土地。
どのような方法で(どの細事業を活用して)	狭あい道路拡幅整備事業について広報などでPRし、土地所有者の申請に基づいて、道路の幅員を4メートル以上とすることにより、
どのような状態にしたいか	日照や通風の確保といった住環境の向上を目指すとともに、緊急車両の通行や災害時の避難などに支障がないような状態にする。

【評価指標】									
基本指標(単位) = 狭あい道路の解消率(%)					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 本事業は狭あい道路の解消を目指すものであるため、道路調査に基づく幅員4m未満の道路面積(m ²)に対する狭あい道路解消面積(m ²)を基本指標とした。					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 道路調査に基づく幅員4m未満の道路面積(平成6年度末現在:310,675m ²)を、平成7年度から毎年度2%(6,213m ²)づつ解消していくことを目標とした。(目標値・実績値ともに平成7年度からの累計数値である。)					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	30.2%	35.4%	37.0%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	55,917	62,130	68,343	74,556	目標値				
実績値	16,890	22,012	25,284		実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)								
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)	
奨励金・助成金	39,071	0	1.6 人	51,854,061	交付件数 (件)	88	589,250.7	
測量等委託業務	23,893	0	1.6 人	36,676,061	委託件数 (件)	173	212,000.4	
狭あい道路整備工事費	50,969	0	0.4 人	54,164,765	工事件数 (件)	57	950,259.0	
道路法による区域変更事務	0	0	0 人	0	区域変更回数(回)	3	0.0	
			人	0	()		#DIV/0!	

奨励金・助成金は、土地の寄付に対する補助金である。
狭あい道路整備工事費については、都市整備部土木課の予算にて実施している。

3 Check:評価			
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<p><必要性> 道路幅員4メートル未満の狭あい道路は、市内に数多く点在している。日照や通風などを確保し、道路交通の円滑化を図り、緊急車両の通行や災害時の避難などに支障がないように安全で快適に住めるまちづくりを目指すためにも、狭あい道路の解消は必要である。</p>			
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<p><有効性> 現在、府中市まちづくり条例における中高層建築物については当該事業の対象外である。しかし、事業者の工事が完了すると、分譲マンションなどは土地の権利とともに売買され、将来、後退用地の寄付を要請しても、地権者が多いため、寄付を受けられなくなる状況が発生するため、今後は、現在の要綱を見直す必要がある。</p>			
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<p><効率性> 管理課における道路は、道路法の道路・道路法以外の道路(法定外公共有物である赤道や私道の寄付に伴う市有通路など)として管理している。このような状況から、民間活力の活用は考えられない。 また、当該事業は、1件当たりの申請であるため、道路整備などの類似事業(1路線整備)との連携は考えられない。</p>			
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<p><妥当性> 建築行政において後退(セットバック)が生じた土地を、次に道路行政においてその後退が生じた土地を土地所有者から寄付を受けることで道路機能を有して、4メートル以上の道路幅員を確保するためには、市が土地所有者に対して補助を行い事業を進める必要があるため、必要な事業構成になっていると判断する。</p>			

【今後の課題】	
<p>1. 現在は、土地所有者等の協力により、個人申請に基づいて狭あい道路(道路幅員4メートル未満)を拡幅整備しているが、府中市狭あい道路拡幅整備要綱においては、府中市地域まちづくり条例に該当する物件については対象外としている。</p> <p>2. 土地所有者などの協力が得られない場合がある。</p> <p>3. 都市計画道路や市の計画道路などは、歩道がある場合、ない場合でも供用開始時には道路の起点から終点まで一定の道路幅員を保った連続した道路形態になっていることが一般的ではあるが、狭あい道路拡幅整備事業は、1件当たりの申請であるため1宅地は後退し整備されているが、対面側または隣接地が後退されていない場合など、凹凸がある状態になり連続した道路形態にはならない。</p>	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
<p>今後、土地所有者の協力が得られるよう広報などによるPRを行い、地域住民からの要望があった場合には、地元説明会を開催するなどし、路線ごとの狭あい道路の整備について検討していく。また、狭あい道路の解消を図るため、府中市地域まちづくり条例における中高層建築物に、狭あい道路拡幅整備事業を適用できるよう、府中市狭あい道路拡幅整備要綱の見直しを検討する。</p>			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A 2
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)	3 完了 (_____年度)	
4 現状では見直しが不可能	4 規模の縮小		
【コメント】			
<p>「狭あい道路拡幅整備事業」の対象路線に接している土地の建築確認申請があったときの追跡調査を行い、民間指定検査機関であれば宣伝をし、土地所有者に協力を促していく。また、府中市地域まちづくり条例における中高層建築物が対象になるように要綱の見直しを検討し、本事業の推進を図っていく。</p>			

行政評価委員会からのコメント	
<p>土地の寄付がないと進捗しない事業であることから、土地所有者に対する適切な呼びかけが必要不可欠であるが、土地の寄付を待つのではなく、事業推進のための一つの方策として、現状の危険度などから狭あい道路整備の優先順位を決め、計画的に整備を進めていくことも検討するべきである。</p> <p>また、本事業の対象外となっている中高層建築物については、工事終了後には多数の土地権利者が発生することもあり、将来、本事業を推進する際には、多大な時間・労力がかかることが予想されることから、既存の要綱の見直しを検討するべきである。</p>	A 1

【事務事業名】 地図情報システム導入事業				【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 5 道路網 (2) 道路管理 地図情報システムの導入				【開始年度】 不詳	
【主管部課】 都市整備部管理課									
【実施根拠】 道路法第28条				【類似・関連事業】 統合型GIS(地理情報システム)					
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 道路法第28条において、「道路管理者は、道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない」と定められており、道路台帳の調製及び管理は、市の責務である。 現在、本市においては、府中市統合型GIS(地理情報システム)の構築を進めており、道路管理に係る各種情報についても、この統合型GISと連動して利用することができる構築が望まれるが、平成14年に測量の基準となる数値が日本測地系から世界測地系に変更されたことにより、統合型GISと連動させるためには、まず、現在管理している各種道路情報を世界測地系に移行する必要がある。									
1 PLAN:計画									
【事業の目的・目標】									
事業の対象は		道路に係る各種情報を必要とする市職員及び市民、事業者に対して							
どのような方法で(どの細事業を活用して)		統合型GIS(地理情報システム)と連動が図れる道路管理システム(道路管理に係る占用、樹木、道路照明、狭あい道路、法定外公共物に係る境界確定図、占用、交換及び払下げ等の問合せ、各種証明、確定図の交付等のシステム)を構築することにより、							
どのような状態にしたいか		庁内ランによる各部課での利用やインターネット配信による市民の利用を可能とするとともに、災害発生後の境界確定時等における迅速な対応を可能とする。							
【評価指標】									
基本指標(単位) =					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 構築に向けた検討・準備段階であり、適当な指標が設定できない。					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値					目標値				
実績値					実績値				

2 Do:実施									
【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)									
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値				単価(円)
			人	0					#DIV/0!
			人	0					#DIV/0!
			人	0					#DIV/0!
			人	0					#DIV/0!
			人	0					#DIV/0!
公共基準点については、平成16年度末に世界測地系の座標に整備済みであるが、本事業を進めるためには、現在、統一のとれていない道路管理に係る各種座標を世界測地系の座標に統一していく必要がある。									

3 Check:評価			
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<p><必要性> 道路法第28条において、「道路管理者は、道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない」と定められており、道路台帳の調製及び管理は、市の責務である。また、道路や法定外公共物用地は市民の財産であり、適正な管理を必要とするため、本事業の必要性は高い。</p>			
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[A]	
<p><有効性> 平成14年に測量の基準となる数値が日本測地系から世界測地系に変更されたが、現在の道路台帳図、地下埋設物台帳図は日本測地系で作成されているため、本システムの構築にあたっては、この基準となる数値をまず変更する必要がある。その後、変更した道路台帳図に、境界確定図、樹木の台帳図、占用状況、狭あい道路の遍歴等を重ね管理を進めていく必要がある。</p>			
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<p><効率性> 道路管理システムの構築にあたっては民間業者に委託する予定だが、日々変わっていく各種データの更新、管理は市が直接行っていくことになる。なお、類似事業として統合型GISがあるが、これは関係部課がデータを作成し、庁内及び市民等に提供できるデータを集め配信するものであり、この事業とは目的が異なるため統合はできない。</p>			
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<p><妥当性> 市民の財産である道路及び法定外公共物用地等を管理していくうえで大変重要な事業である。</p>			

【今後の課題】	
<p>日本測地系から世界測地系の座標に移行するためには、再度、道路関連情報の測量を実施する必要があるが、これにはかなりの予算を必要とする。現在、それぞれの台帳等により、道路管理に係る占用、樹木、道路照明、狭あい道路、法定外公共物に係る境界確定図などを管理しているが、これらを順次、システム化していくことが必要である。</p>	

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
<p>国土調査法に基づく地籍調査を実施することにより、道路台帳や法定外公共物台帳の座標が日本測地系から世界測地系に整備されることになる。このことにより、公共財産及び市民所有財産の明確化はもとより、土地取引による経済活動の円滑・活性化、また、公共事業の円滑化及び固定資産税の適正な徴収にもつながるものとして必要な事業である。また、道路及び法定外公共物の占用掘削状況、道路施設、狭あい道路等のデータを、今後データにより一括で管理を行うことにより、図書等の保管庫の縮小が図れることから必要な事業として推進する。</p>			
【総合評価】			
<p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p>	<p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p>	<p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p>	<p>B</p> <hr/> <p>1</p>
【コメント】			
<p>安全で快適に住めるまち、にぎわいと魅力のあるまちを構成するためには、生活の基盤である道路が必要であり、道路の維持管理及び各種の道路情報は整理されていなければならない。</p>			

行政評価委員会からのコメント	
<p>災害発生後の道路等の復旧にあたっては、境界の確定作業等が必要となるため、いざという時に備え、現在、日本測地系となっている道路台帳や法定外公共物の座標を、順次、世界測地系の座標に移行し、統一座標によるデータ管理を目指す必要がある。しかしながら、この移行にあたっては、地籍調査を含め、かなりの予算を伴うことになるため、現在の財政状況を鑑み、主管部課内において、本事業を推進していくにあたっての年次計画をたて、計画的かつ着実に、事業展開を図っていくべきである。</p>	<p>A</p> <hr/> <p>3</p>

【事務事業名】 道路管理事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 5 道路網 (2) 道路管理 道路管理の強化	【開始年度】 昭和29年度
【主管部課】 都市整備部管理課		

【実施根拠】 道路法第16条、同条第42条、府中市道路条例第1条ほか	【類似・関連事業】 土木課による道路バリアフリー化事業
--	---------------------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 市民や不特定多数の方が利用する道路であることから、安全で快適な道路の維持・管理等の市民要望は極めて高い。国道・都道・市道についての苦情や要望にはそれぞれ管理する機関が対処に当たっている。市民の高齢化及び身体障害者等を考慮し、道路のバリアフリー化を望む声も高いためそれを推進していく。第38回世論調査「市に望む施策」の中で、「道路の整備」が12.7%で第7位に挙げられているように、安全で住みよいまちづくりとともに、ますます快適な道路作りが求められている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】

事業の対象は	市民及び不特定多数の方
どのような方法で(どの細事業を活用して)	地図情報システムの導入、道路の維持修繕・清掃、街路樹剪定や害虫駆除及び道路植樹帯の除草・清掃等を実施することにより
どのような状態にしたいか	安全で快適な道路を提供していく。

【評価指標】

基本指標(単位) = 市道の維持補修等件数(直営分) (件)	参考指標(単位) = 市道パトロール稼働日数 (日)
【指標の考え方】 市道の総延長に対する年間維持補修に係る工事件数(道路補修・街路樹剪定等)。	【指標の考え方】 原則として勤務を要する日に対するパトロールの稼働日数を参考として、日常のパトロールを通し安全で快適な道路環境を目指す。
【目標値の設定根拠】 目標値を設定することは適切ではない。	【目標値の設定根拠】 日常のパトロールを強化し、安全で快適な道路環境を目指す。通常の年間勤務日数 = 244日
15年度 16年度 17年度 18年度	15年度 16年度 17年度 18年度
目標達成率 #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0!	目標達成率 94.7% 96.3% 92.6% 0.0%
目標値 0 0 0 0	目標値 244 244 244 244
実績値 602 866 892	実績値 231 235 226

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源 / 単位:千円)

主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
道路維持管理事業	78,843	0	0.8 人	85,345,762	延べ清掃距離(Km) 2,782	30,677.8
道路維持整備事業	99,954	0	0.6 人	104,831,072	工事件数(件) 282	371,741.4
街路樹管理事業(植樹帯等の除草)	38,910	0	0.3 人	41,348,536	植樹帯等除草(m ²) 211,548	195.5
街路樹管理事業(高中木類害虫防除・剪定等)	95,734	0	0.3 人	98,172,536	高木剪定・低木類害虫駆除(本) 11,246	8,729.6
道路維持修繕(直営)	0	0	5 人	40,642,265	舗装・補修その他作業(件) 892	45,563.1

この事業への市民の要望が高く、道路維持管理においては劣化に伴い補修・舗装箇所が年々増え、剥離・陥没などの件数が増加している。樹木管理においては、樹木の太径木化に伴い枯損木による落下・落葉の大量処理・根による歩道の隆起など多様化している。このため専門的な民間による道路清掃・道路維持工事・街路樹剪定・害虫駆除及び道路植樹帯等の清掃を行っている。また、緊急的な市民からの要望や道路補修危険箇所に対応するため直営部門において緊急補修工事・街路樹剪定等を実施している。

【事務事業名】 下水道管理事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 6 ライフライン (1) 上下水道 下水道の管理	【開始年度】 昭和39年度
【主管部課】 環境安全部下水道課		

【実施根拠】 下水道法第3条第1項	【類似・関連事業】 水道の安定供給事業
-----------------------------	-------------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 下水道普及率が100パーセントとなって既に20年が経過しており、下水道施設は、都市基盤のミニマムスタンダードとなっている。このため常に下水道施設が利用出来る状態を確保している限りについては、市民の要望や苦情も無い。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	府中市が管理する下水道施設(下水管714km、ポンプ場)
どのような方法で(どの細事業を活用して)	下水道管の調査を基に堆積物の除去(管清掃)及び補修を行う、またポンプ場の点検を年間150日実施し機能確保する。
どのような状態にしたいか	市民の清潔で快適な生活環境を1年365日確保するため、施設の機能を常に良好な状態に保つ。

【評価指標】									
基本指標(単位) = 家庭汚水の排水が確保された日数(日)					参考指標(単位) = 下水道施設の適正な管理によって浸水被害を防止した日数(日)				
【指標の考え方】 下水道事業の目的は、市民の清潔で快適な生活環境を確保することにあるため。					【指標の考え方】 下水道事業の補完的な目的として、浸水被害を防止し、都市機能を確保することであるため。				
【目標値の設定根拠】 市民の清潔で快適な生活環境を確保する目的を達成するためには、施設の適正な管理を実施し、昼夜を問わず日々排水を可能にすることであり、1年間の日数を目標値とした。					【目標値の設定根拠】 浸水被害から都市機能を守る目的を達成するためには、施設の適正な管理を実施し、被害を防止することにある、このことから1年間を目標値とした。				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
目標値	365	366	365	365	目標値	365	366	365	365
実績値	365	366	365		実績値	365	366	365	

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
管渠調査	32,865	13,146	0.1 人	20,517,941	(m)	91,761	223.6
管渠清掃	44,055	12,336	0.1 人	32,517,941	(m)	80,001	406.5
ポンプ施設保守	5,166	5,166	0 人	0	(日)	150	0.0
管更正	92,820	84,808	0.5 人	12,006,707	(m)	343	34,974.4
					()	#DIV/0!	

管渠調査、管渠清掃及びポンプ施設保守特定財源は、下水道使用料。管更生の特定財源は下水道使用料及び起債。

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 下水道事業は下水道法第3条の規程により自治体の独占事業となっている、また事業の目的は市民の清潔で快適な生活環境を確保することであり、そのためには管渠の調査・清掃、補修及びポンプ場の点検は欠くことの出来ない事務である。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 下水道施設は、大半が30年以上を経過し老朽化が進んでおり、維持管理は従来の事故発生対応型から予防保全型にシフトしていかなければならない、現在は過渡期であり年々調査延長を増加し管渠の調査サイクルを5年とする必要がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 今後は事業規模も大きくなることから包括的民間委託なども視野に入れ事務に携わる職員のコストをさげる検討を行うことも必要と思われる。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 下水道事業の目的を達成するためには、施設の点検・調査・清掃、補修は必要不可欠であり現在の事業構成は妥当である			

【今後の課題】			
<p>公営企業会計では、下水道管渠の償却は50年とされている、既に大半の施設は30年を経過しており現在の調査による部分補修、清掃だけでは施設の機能確保が困難な時期が迫っており施設の改築・更新が必要である。このため施設の状態を調査により適切に把握すると共に改築・更新事業に向けて財源を確保する必要がある。</p>			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
<p>下水道会計において、歳出の比重が高い起債の償還は順調に推移しており、平成13年度以降一般会計からの基準外繰出しも必要なくなり繰入金も減少の傾向にある。平成15年度までは一般会計への影響を考慮し維持管理費については極力抑制してきたが、下水道財政の好転が見込まれる平成16年度以降については点検調査の質、量の拡大を図っていきたい。</p>			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	B
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	1
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)	3 完了 (_____年度)	
4 現状では見直しが不可能	4 規模の縮小		
【コメント】			
<p>施設の老朽化による事故は、交通障害のみならず他のライフラインに対しても甚大な被害を与える恐れがあり、都市における市民生活に多大な影響が生じる。このため施設の老朽化に反比例して事業の拡大が必要である。</p>			

行政評価委員会からのコメント		A
<p>今後も下水道施設の点検・調査により施設の状態を適切に把握し、清掃・補修を行っていくとともに、事故の発生を防ぐためにも適切な財政・改築計画に基づき施設の改築・更新をし、老朽化対策を講じることが望ましいと考える。</p>		1

【事務事業名】 電気・ガスの安定供給事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 6 ライフライン (2) 電気・ガス 電気・ガスの安定供給	【開始年度】 昭和38年
【主管部課】 環境安全部防災課		

【実施根拠】 災害対策基本法 第16条 府中市防災会議条例	【類似・関連事業】 公園の整備(防災機能を有した公園) 災害時における各種供給事業の協定締結
--	---

災害時のライフラインの確保は、震災時には重要な事項で、東京ガス等それぞれの機関が実施する。毎年実施される総合防災訓練において、それぞれの機関の参加を得て訓練が実施されている。
 なおガスについては、被害想定は震度6弱では、供給停止はないとされている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	電気・ガスの供給事業者に対し、災害時の早期復旧体制の整備要請
どのような状態にしたいか	電気・ガスの供給事業者に対し、災害時の早期復旧体制の整備

【評価指標】

基本指標(単位) = 防災会議・防災会議地震部会の実施					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 災害時における早期復旧に伴う作業の確認					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 各会議ごとに年1回実施					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	2	2	2	2	目標値				
実績値	2	2	2	2	実績値				

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
防災会議の実施	66	0	0.1 人	864,941	報酬受領者 (人)		6 144,156.9
防災会議地震部会の実施	55	0	0.1 人	853,941	報酬受領者 (人)		5 170,788.3
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!

毎年、関係機関で連絡調整会議を実施し、防災対策の連携を強化するものである。
 防災会議メンバーは、会長市長 消防署、警察署、NTT、東京ガスなどの機関、市の関係部長 計22名。
 地震部会メンバーは、部長環境安全部長、各関係機関、府中市の関係課長 計25名
 報酬は関係機関出席者(辞退者除く)

3 Check:評価	
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [A]
<必要性> ホームページは市役所のもう一つの顔とも言われ、市民が必要な時に必要な市政の情報を容易に入手することができる事業であり、市が実施する事業として重要である。	
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [C]
<有効性> 社会のニーズに合わせたホームページを構築することにより、誰もが見やすく、探しやすく、より使いやすいホームページの実現ができる。	
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [B]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [B]
<効率性> ホームページ公開用サーバを外部委託にすることにより、システム面での管理における人件費やハード機器などでコスト削減ができる可能性がある。	
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [B]
<妥当性> 自治体のホームページとして、ユーザビリティやアクセシビリティへの対応、ハードウェア・ソフトウェアの管理面での見直しが必要である。	

【今後の課題】
市全体でホームページの方向性を検討していくことが必要である。また、ホームページを作成する各担当者に自治体のホームページが情報を提供する上でのモラルや電子的なバリアフリーの教育が重要である。

4 Action:見直し																						
【今後の具体的な対策】																						
ホームページの利用について、各市の取り組み状況などを参考にして、パブリックコメントなど市民からの意見を聴く方法の一つとしての電子掲示板などの検討、ユーザビリティ、アクセシビリティに対応した、使いやすくわかりやすいホームページとすることを目標に対策をたて、修正を実施し、利用者の拡大を図っていく。																						
【総合評価】																						
<table border="0"> <tr> <td>A 現状のまま継続</td> <td>B 見直して継続</td> <td>C 休止・廃止</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td> </tr> <tr> <td>1 大幅な見直しは必要ない</td> <td>1 重点化・拡大</td> <td>1 休止</td> </tr> <tr> <td>2 見直しには法令等の改正が必須</td> <td>2 構成事業の見直し</td> <td>2 廃止</td> </tr> <tr> <td>3 見直しの必要性があるが時期尚早</td> <td>3 構成事業の移行</td> <td>3 完了</td> </tr> <tr> <td>4 現状では見直しが不可能</td> <td>(他事務事業への移行)</td> <td>(_____年度)</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> </tr> <tr> <td>4 規模の縮小</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	B	1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了	4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)	1	4 規模の縮小				
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	B																			
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止																				
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止																				
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了																				
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)	1																			
4 規模の縮小																						
【コメント】																						
インターネットを接続できる環境を有する世帯が9割弱(総務省調査による)であることを踏まえるとホームページでの情報発信は今後も重要な広報媒体の一つであり、市としてもより有効に活用していく必要がある。																						

行政評価委員会からのコメント	B
ホームページは、市の情報を市民に伝える手段として広報と同等あるいはそれ以上の手段であり、見易さ、使いやすさを工夫し、有効活用することにより、市のイメージアップにもつながる。見やすい、分かりやすい、より使いやすいホームページにリニューアルするとともに、ホームページ作成のノウハウを持った人材の育成が必要だと考える。	1

【事務事業名】 電子自治体推進事業				【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 7 情報 (2) 電子自治体 電子自治体の推進				【開始年度】 平成13年	
【主管部課】 総務部情報システム課									
【実施根拠】 府中市地域情報化計画 府中市地域情報化実施計画 府中市IT活用推進計画及びIT活用重点計画				【類似・関連事業】 なし					
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 政府:e-Japan戦略、e-Japan戦略、U-Japan政策、IT新改革戦略(世界最先端のIT国家を目指す。) 都:電子都庁推進計画(都民サービスの向上、わかりやすい都政・事務のスリム化を目指す。) 他市:府中市と同様にITの活用に関する推進計画の下、進めている。									
1 PLAN:計画									
【事業の目的・目標】									
事業の対象は		電子化の可能な行政手続							
どのような方法で(どの細事業を活用して)		国のe-JAPAN戦略に始まる世界最先端のIT国家を目指す様々な政策や府中市地域情報化計画などに基づく、電子申請、電子調達・入札、電子申告、電子収納、電子文書・決裁などを活用した電子自治体の構築							
どのような状態にしたいか		国が提唱しているオンライン申請率50%を目指し、電子収納・申請・入札・調達などを有効活用したノンストップ・ワンストップの業務体制を確立し、業務の効率化と市民の利便性の向上をはかる							
【評価指標】									
基本指標(単位) = IT活用推進計画及びIT活用重点計画の項目数(項目)					参考指標(単位) =				
【指標の考え方】 平成13年1月に掲げたIT活用推進計画及びIT活用重点計画の29項目のうちIT活用重点計画の「電子自治体への準備」として掲げる5つの項目において実現度合いを指標とした。					【指標の考え方】				
【目標値の設定根拠】 IT活用重点計画の電子自治体への準備としての項目 各種申請書類のホームページによるダウンロード 電子申請の導入 電子収納・支払の導入 電子入札・調達の導入 電子的な個人・法人認証の導入 (一部導入も含む、 は検討中)					【目標値の設定根拠】				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	40.0%	60.0%	80.0%	80.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標値	5	5	5	5	目標値				
実績値	2	3	4	4	実績値				

2 Do:実施									
【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)									
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)		
東京電子自治体共同運営協議会参加(電子申請、電子調達・入札の運用)	8,862	0	0人	8,862,000	登録者数(申請・調達)	13,383	662.2		
			人	0			#DIV/0!		
			人	0	()		#DIV/0!		
			人	0	()		#DIV/0!		
			人	0	()		#DIV/0!		
電子申請及び電子調達(入札)の運用にあたり、それに係る費用面及び人的面のコスト削減を図るため、都を含めた55団体が共同で運営するための共同運営センターにおける参加負担金費及び利用料に関するものである。 なお、平成17年度の電子申請利用登録者数は4,888件(年間)、電子調達登録時業者数は8,495件です。なお、電子入札は、平成17年度は試行のため、実績はありません。									

3 Check:評価		
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]
<必要性> インターネット技術の普及に伴い、また国も行政手続きの電子化50%を目標として掲げており、本市における電子申請や電子入札、電子収納などの整備は急務である。市民の利便性向上のためノンストップ・ワンストップ体制を実現させるためにも、市が実施すべき事業である。		
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]
<有効性> 電子調達・入札については、多数の事業者が参加しているが、電子申請については利用者があまり増えていないため、より多くの市民が利用できるよう検討する。また、電子収納については、コンビニエンスストアやクレジットカード、マルチペイメントなどについて検討し、市民の利便性の向上を目指す		
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]
<効率性> 電子自治体の実現に際し、扱う情報のセキュリティについて考えると、事業者が十分なセキュリティを確保するためにはコストが上がるのが懸念されるが、共同アウトソーシングの実施など単独自治体では経費的に困難なことも複数自治体で実施することでコストを抑えることが可能であるなどの点では検討の余地はある。また、類似事業は現在ほかになく統合などはできない		
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<妥当性> 電子自治体の推進は、市民の利便性向上と業務の効率化を図るために有効な事業である。しかし、市民・職員いずれも電子自治体の構築内容についての理解がまだ低いと思われるため、周知及び更なる事業の拡大については検討が必要		

【今後の課題】

電子自治体の構築においては、市民の利便性向上に向けて様々な取り組みを実施しているが、対象事業が少ない、利用方法がわからない、ICカードの普及が進んでいないなどの問題がある。また、職員においても積極的な取り組みがなされていないため、今後は、それらの周知・拡充が必要であり、市民にとって利便性の高い電子自治体として検討を進めていきたい

4 Action:見直し		
【今後の具体的な対策】		
市民生活の利便性の向上を念頭に置き、市民の要望・需要を的確に、積極的に捉え、各業務、基幹システムの抜本的な見直し(BPR)を進め、新たな考え方の下、府中市としての目指すべきIT活用の推進計画や重点計画を構築する。		
【総合評価】		
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (____年度)
		B
		1
【コメント】		
目標を達成するためには、BPRを進め、様々な見直し(条例や現行の制度・事務の見直し)が必要であるが、コストをあまりかけず、かつ効率的・効果的な事業展開を目指し積極的に実施していきたい。		

行政評価委員会からのコメント ノンストップ・ワンストップの業務体制を確立し、業務の効率化と市民の利便性の向上を図ることは市の施策としても重要であるが、国のパスポート申請業務が廃止となったことを見ても、システムの導入については費用対効果の視点から十分精査する必要があると考える。 また、新たにシステムを導入する際には、導入による人件費の削減や、窓口職員の人数削減の可能性についても検討する必要がある。 システムの開発に当たっては、府中市が単独で行っても、開発コストが高くなる、他自治体との互換性がない、市内でしか利用できないなどのデメリットが発生する恐れがあるため、「共同運営センター」などでの他自治体との共同開発の可能性を検討するべきである。	A
	1

【事務事業名】 情報格差是正事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 7 情報 (2) 電子自治体 情報格差の是正	【開始年度】 平成13年度
【主管部課】 総務部情報システム課・生涯学習部生涯学習課		

【実施根拠】 地域情報化計画、IT活用推進計画 府中市生涯学習センター条例、東京都情報通信技術講習事業補助金交付要綱	【類似・関連事業】 女性センターパソコン講座、シルバー人材センターパソコン講座
---	---

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 <ネットサロン>利用者数は減少傾向にある。
 <講習>H13・14年度に国補助によるIT講習を全国的に展開。インターネット、電子メールの普及でITの重要性は増大している。また、講習会についてもパソコンボランティア(無償)の活用により、外部講師委託を減らし、マンパワーの活用を図っている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	全市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	各種IT関連講習の実施、ネットサロンによる情報提供機会の増加による情報格差の是正
どのような状態にしたいか	多くの市民の利便性が向上し、ITによる情報提供及び発信が可能となることを目指す

【評価指標】			
基本指標(単位) = 講座の定員と応募者数 (人)	参考指標(単位) = ネットサロン年間利用時間 (時間)		
【指標の考え方】 達成率が高いほど、ITの普及が進んでいると考えられる。(平成17年度は、外部機関による講習委託を廃止し、パソコンボランティアによる講習に切り替えたため目標値(参加定員)、実績ともは減少したが、受講率は上昇している。)	【指標の考え方】 パソコンを持っていない市民が、身近な所でインターネットやパソコンの操作ができるように運営している事業であり、より多く活用されることが望ましい。		
【目標値の設定根拠】 セミナー応募者数 / 定員	【目標値の設定根拠】 最大利用可能時間(設置施設延べ開館時間) 年間開館日数により増減あり		
	15年度 16年度 17年度 18年度		15年度 16年度 17年度 18年度
目標達成率	93.4% 93.2% 97.4% 0.0%	目標達成率	25.2% 24.7% 20.9% 0.0%
目標値	456 456 304 304	目標値	1,998,240 1,994,760 1,998,360 1,998,360
実績値	426 425 296	実績値	503,730 492,374 417,551

2 Do:実施

【事業の概要】		(事業費及び特定財源 / 単位:千円)				
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
ネットサロン運営事業	3,071	0	0.1 人	3,869,941	延べ利用者数 (人) 27,832	139.0
パソコンボランティアによるインターネット入門	47	592	0.1 人	253,941	受講者数 (人) 296	857.9
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!

ネットサロン運営事業は、文化センター等に計21台のパソコンを設置し、市民に無料で開放しているもの。事業費は、関連機器借上費。
 IT講習は国補助事業で、H13に本格的実施(H14で終了)。H13事業費 66,038千円 177回 受講者延べ 5,926人 受講料無料
 パソコンボランティアによるインターネット入門はH14に発足、2コース各8回 受講者延べ320人。H15は拡充し6コース各4回 延べ426人 受講料2,000円
 H16は6コース各4回 延べ456人 受講料2,000円
 H17は4コース各4回 延べ296人 受講料2,000円

3 Check:評価	
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている [B]
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。 [B]
<必要性>	<p>インターネット、パソコン講座ともに社会の急速なIT化により、情報の格差是正を図ることは非常に重要であるため、さらにこれら事業の需要は増えると思われる。しかし、そのための講座の実施については民間においてもパソコンスクールやインターネットカフェなど比較的安価で参加できる機会もあるため事業の展開としては、見直すことも必要である。ただし、生涯学習における学習機会の提供としての観点からは、必要性は薄れていない。</p>
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき [B]
<有効性>	<p>インターネットサロンについては、利用について減少傾向及び固定化している現状もあり、廃止はできないとしても、社会資源的にも同等のサービスが安価で実施されていることも考えると、見直しを検討する余地はある。</p> <p>パソコンの取り扱いが苦手といわれる高齢者や女性に対する講習会への参加機会拡大を図ることを検討する</p>
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [C]
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み [C]
<効率性>	<p>情報格差是正については、すでにパソコンボランティアによる講習会も実施されているように、民間活力の活用は可能である。また、類似事業との統合なども可能である。</p>
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。 [B]
<妥当性>	<p>情報格差については100%是正されることはないが、当該各講座及びインターネットサロンで気軽にパソコンに触れるなど、現段階ではITにより親しむための事業としては妥当であると考えられる。しかし今後は、次段階としてそれらを活用するための取り組みが必要。</p>

[今後の課題]

パソコンに気軽に触れてもらう環境を整えることで、ITに親みが持てるようになる。次の段階として、ITを活用することにより、更なる情報の格差是正を図ることが可能となるため、市として、市民が積極的にIT環境に参加できる機会を増やすことが重要となってくる。しかし、パソコン及び通信回線の安価化・定額化に伴い、国内のインターネット普及率が90%に近づいている現状から考えると、今後はパソコンに触れる機会というよりも、講座の充実や人材育成が重要である。

4 Action:見直し			
[今後の具体的な対策]			
<p>講座における設備の充実</p> <p>指導者(パソコンボランティア)の育成支援。</p> <p>インターネットサロンは、図書館における情報公開端末の展開により、事業としては縮小してゆく</p>			
[総合評価]			
<p>A 現状のまま継続</p> <p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性があるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p>	<p>B 見直して継続</p> <p>1 重点化・拡大</p> <p>2 構成事業の見直し</p> <p>3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)</p> <p>4 規模の縮小</p>	<p>C 休止・廃止</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了 (_____年度)</p>	<p>B</p> <hr/> <p>2</p>
[コメント]			
<p>インターネットサロンについては、新図書館による情報提供サービスとの関係も含め、事業縮小も視野に入れた検討が必要</p> <p>インターネット入門講座は、パソコンボランティアの研修を充実し継続する。</p>			

3 Check:評価		
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]
<必要性> 市が取り扱う情報は電子的・紙媒体によらず増加している。扱う情報が増えれば増えるほどその取り扱いに対する適切な管理運用が必要となり、人的・物理的・技術的対応を充実させることは、全市的な取り組みとして必要である。また事業の性格上、市が主体となって積極的に行うべきである。		
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]
<有効性> 情報量の増加、社会的な情報の取り扱いに対する意識の変化、説明責任の重要性、国の情報セキュリティに関するガイドラインの改正、情報セキュリティ監査により、現状にとどまることなくPDCAのマネジメントサイクルによって適正な情報セキュリティについて見直す必要がある。		
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]
<効率性> 現在は総務省や地方自治情報センター、自治会館などにおいて実施されるセキュリティ研修へ職員の派遣を行っており、また情シス職員による集合・課内研修などを実施しているが、これら教育について最新の動向などを踏まえて実施するためには民間活力によるコスト削減も視野に入れて検討することは可能である。また、技術・物理的対応については十分なセキュリティ対策を施した(共同)データセンターの活用もコスト削減対策の一環として検討可能。類似事業は他にはなく、統合はできない。		
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<妥当性> 現状においては、個人情報保護及び情報セキュリティについては適正な事業構成となっていると思われるが、PDCAサイクルを実施していくなかで見直しを行うことも必要		

【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> 職員各自における個人情報・情報セキュリティ意識のさらなる高揚が不可欠である。 情報の制御・管理に関する機器や不正アクセス・情報漏えい対策については、技術動向・社会的要請を踏まえた取り組みの拡充が必要である

4 Action:見直し		
【今後の具体的な対策】 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の保護・情報セキュリティに関して、さらに職員の意識啓発を図るため、研修などを実施する。 府中市情報セキュリティポリシーに基づき、各課における情報セキュリティ対策の手順書の整備を実施し、情報セキュリティ監査を実施する。監査の結果に伴う情報セキュリティ対策の見直し、改善等を図り、情報セキュリティ対策の全庁的な運用(マネジメント)を実施する。 		
【総合評価】		
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)
		B
		1
【コメント】 <p>情報を取り扱うにあたっての職員の意識の徹底(人的対策)、技術的・物理的対策について、マネジメントサイクルに基づき、研修・各手順の見直し・セキュリティ機器の導入を積極的に実施する必要がある。技術的・物理的対策については効果がわかりやすいが、職員の意識については目に見えないものであるため、定期的な職員アンケートや情報セキュリティ監査によってそれらの啓発具合の確認が必要である。</p>		

行政評価委員会からのコメント	
<p>個人情報に関する市民の意識は非常に高まっている。報道等でも、個人情報の漏えいに関する記事は非常に多い。情報漏えいした企業等に対する市民の信用は一気に低下し、そうなるから対応しても遅い。このことから、プライバシーの保護と安全対策に関する取り組みは非常に重要であると考えます。</p> <p>一方、不正アクセスの手口は日々巧妙化しており、ウィルスも新種、亜種の発生が尽きない。ハード面での整備は限界があるとともに、いくら費用をかけても万全ということはない。ハードに頼りすぎること、職員の意識低下が起こることも懸念される。</p> <p>職員研修やセキュリティ監査を定期的に行い、職員の情報管理に関する意識啓発が一番重要である。PDCAサイクルに基づき、今後も継続的に実施し、見直し、改善していく必要があると考える。</p>	A
	1

平成18年度事務事業評価表

【事務事業名】 商業の地域住民ふれあい活動支援事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 8 商業・工業 (1) 商業 ふれあい活動の支援	【開始年度】 昭和36年
【主管部課】 生活文化部経済観光課		

【実施根拠】 府中市商工業振興事業補助金交付要綱ほか	【類似・関連事業】 商店街活性化事業
-------------------------------	-----------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 近年、商店会によるイベント事業への取組が増加している。また、イベント事業の実施に当たっては、自治会等との協力も見られる。商工まつりについては、例年20万人以上の来場者がある。
 東京都は商店街の振興施策を平成15年度より大きく見直し、新元気を出せ商店街事業を発足させた。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	商業者及び消費者
どのような方法で(どの細事業を活用して)	商工まつり等の支援
どのような状態にしたいか	相互交流による商業振興

【評価指標】									
基本指標(単位) = 商工まつり来場者数(千人)					参考指標(単位) = 商工まつり出展者数(件)				
【指標の考え方】 商業者と市民との交流の程度を測る為					【指標の考え方】 商業者側の市民との交流の意欲を測る為				
【目標値の設定根拠】 前年市の人口(市民すべての参加)					【目標値の設定根拠】 前年度実績				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	66.1%	103.5%	103.1%	0.0%	目標達成率	95.0%	98.5%	90.8%	0.0%
目標値	224	227	229	233	目標値	140	133	131	119
実績値	148	235	236		実績値	133	131	119	

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
商工まつり補助	15,239		0人	15,239,000	来場者数	236,561 64.4
商業祭助成金	1,250		0人	1,250,000	実施商店会(商店会)	43 29,069.8
商店街イベント事業補助	40,504	21,415	0.6人	23,882,648	事業数(件)	42 568,634.5
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 商業振興のため、商業者と消費者との交流活動を支援することが求められている。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 商工まつりの内容をより一層充実できるように、商工会議所の取組に対する支援等について、検討の余地がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 商店街イベント補助事業の補助率を高く設定し、商店街の積極的な取組を促進するようにしている。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 商業者の自主的な活動計画に応じた支援を行っており、妥当である。			

【今後の課題】			
商業者がよりの確に消費者ニーズを把握し、対応できるよう、相互交流の推進を図り、もって更なる商業振興を図る必要がある。			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
他地域の活動事例の情報を提供するなどし、商業者が消費者ニーズを的確に把握・対応できるように支援をする。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	A
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了	1
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____ 年度)	
4 規模の縮小			
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント		
<p>商工まつりは、夏の風物詩として定番化し、商業者及び消費者の交流の場・情報交換の場として定着している。また、各商店街が実施するまつり等についても同様に、商業者と地域住民のふれあいの場として重要な役割を果たしている。このため、基本的には今後も継続してこれらに対する支援を行っていくのが妥当である。ただし、担当課においても認識しているように、商工まつりについては、より多くの消費者や商業者を集められるよう、商工会議所の取組を支援し、更なる活性化を図るべきである。また、具体的な対策例として、他地域の活動事例の情報提供が挙げられているが、FAXやEメール、インターネット等を通じて、適宜、新鮮な情報を提供することは有効であると考えられるので、必要に応じて商工会議所等の関連機関と連携して、より効果的な事業となるよう取り組むべきである。</p>		A
		1

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 地域商業の振興と商店街におけるコミュニティ機能の向上を図ることが求められている。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[A]	
<有効性> 商店会の活動計画に応じ、様々な支援手段を講じている。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 商店街イベント補助事業の補助率を高く設定するなど、商店街の積極的な取組を促進するようにしている。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 商店会の自主的な活動計画に応じた支援を行っており、妥当である。			

【今後の課題】			
商店会が自主的に、商店街のより一層の活性化に向けて取り組めるよう支援していく必要がある。			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
商店街のにぎわいを維持し、より発展するための商業集積に係る支援、商店街における活動の核となる商店会の組織力強化及びリーダー育成に対する支援、地域密着型の商店街として消費者とふれあい、かつ、ニーズに対応していくために必要な支援を行う。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A 1
1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント		B 2
<p>現在、市内の商店街については、大規模店舗の増加、後継者問題等により、ともすると衰退する傾向にある。しかし、地域に根ざした商店街は、大規模店舗にはないコミュニティ機能を有することから、何とか商店街の活気を取り戻し、地域の活性化を図る必要がある。本事業は、商店街のイベント等のソフト的なものから、アーケード街路灯等の設置やその電気料等のハード的なものに対する補助まで、いずれも厳しい環境の中にある商業者や商店街の支援に不可欠である。しかし、空き店舗を有効に活用する方策については、現在の事業構成では不十分な面があるように思われる。なお、商店街の活性化のために一番必要なものは、やはり商業者自身の気持ちと努力であると思われる。この点、担当課は商店会、商業者の自主性を更に重視し、支援していく必要性を感じており、方向性としても妥当であると言える。以上のことから、引き続き当該事業を実施するとともに、空き店舗の有効活用に係る事業を充実させ、商店街の活性化に向けて取り組んでいくべきである。</p>		

平成18年度事務事業評価表

【事務事業名】 工業技術情報センター活用事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 8 商業・工業 (2) 工業 工業技術情報センターの活用	【開始年度】 平成9年度
【主管部課】 生活文化部経済観光課		

【実施根拠】 府中市工業技術情報センター運営要綱	【類似・関連事業】 無し
------------------------------------	------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
 市内に大規模事業所があることから、製造業出荷額等は都内で上位を占める。本市も含め、都内全体で製造品出荷額等は減少している。本市においては、大規模事業所の製造品出荷額等の減少が大きい。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	事業者(主に製造業)
どのような方法で(どの細事業を活用して)	工業技術情報センターにおける各種相談及び情報提供
どのような状態にしたいか	技術革新や新製品の開発など技術の向上と効率化による生産性の向上

【評価指標】									
参考指標(単位) = 相談・情報提供数 (件数)									
基本指標(単位) = 製造業等活性化支援事業利用数 (件数)									
【指標の考え方】									
製造業等活性化支援事業の利用数は、市内工業のさらなる製品開発や製造技術の向上と効率化への意欲が測れるため。									
製造業等活性化支援事業の利用数は、市内工業のさらなる製品開発や製造技術の向上と効率化への意欲が測れるため。									
【目標値の設定根拠】									
ここ数年の最多の相談・情報提供数を目標とした。(14年度からは相談件数のみの集計)									
ここ数年の最多の利用数を目標とした。									
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	53.6%	64.1%	56.6%	0.0%	目標達成率	81.8%	54.5%	109.1%	0.0%
目標値	463	463	463	463	目標値	11	11	11	11
実績値	248	297	262		実績値	9	6	12	

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値	単価(円)
工業技術情報センター運営	2,242		1.8 人	16,622,943	相談(件数)	262
			人	0		#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!
			人	0	()	#DIV/0!

3 Check:評価		
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]
<必要性> 日進月歩の製造業界においては、情報は極めて重要であり、工業技術情報センターにおける市内事業者の情報提供・相談事業に対するニーズは高い。また、都立産業技術研究センターをはじめ類似の機関はあるが、多摩東部地域においては技術系の機関は府中市工業技術情報センターのみであるため、広域的な視点からも引き続き事業を実施することが求められている。		
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]
<有効性> 工業技術情報センターにおける情報提供・相談事業の実施方法については、ITの活用を進めることにより、更なる効果を得ることができないか、検討する余地がある。		
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
<効率性> ニーズに対応できる最小限の技術専門職を嘱託職員として雇用して実施している。		
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<妥当性> 工業技術情報センターにおいて情報提供・相談事業を実施しており、妥当である。		

【今後の課題】
情報提供業務や相談事業の充実を図るとともに、IT等を活用し、新たな利用形態を開拓するなど、工業技術情報センターの利用率の向上を図る必要がある。

4 Action:見直し		
【今後の具体的な対策】		
市内事業者が競争力を維持できるよう、技術力・開発力向上、取引機会拡大、知的所有権確保に係る情報提供・相談業務を実施し、支援していく。また、ITを活用し、効果的・効率的に事業を展開していく。		
【総合評価】		
A 現状のまま継続 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B 見直して継続 1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	C 休止・廃止 1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)
		A
		1
【コメント】		

行政評価委員会からのコメント	A
本市には、工業界をリードするような大規模事業所が複数あるものの、製造品出荷額等は年々減少しており、かつでの勢いは見られない状況にある。また、インターネットの普及等により、各事業者自身の情報収集が容易になるなど、当該事業に係る環境は大きく変わりつつある。このような中、工業技術情報センターは、多摩東部地域における工業技術の唯一の情報拠点となるため、今後、更にニーズが高まることも予想される。このため、担当課において検討しているように、ITを積極的に活用し、インターネットを通じた情報提供、メールを通じた相談事業、関係機関との連携など、より効率的に事業を実施し、ニーズに的確にこたえて行けるようにする必要があると思われる。	1

【事務事業名】 観光PR事業				【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 8 商業・工業 (3) 観光 観光のPR				【開始年度】 昭和53年	
【主管部課】 生活文化部経済観光課									
【実施根拠】 観光情報センター管理運営規則 例大祭観光事業補助金交付要綱 観光事業補助金交付要綱				【類似・関連事業】 観光資源活用事業					
【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】 平成17年5月に府中市観光情報センターを開設し、本センターを拠点として、観光協会などと連携を図り、市内の観光スポットや各種催し物などの観光情報を提供するなど、観光振興に取り組んでいる。									
1 PLAN:計画									
【事業の目的・目標】									
事業の対象は		市民及び市外の旅行者等							
どのような方法で(どの細事業を活用して)		本市の観光情報、新たな観光資源のPR							
どのような状態にしたいか		にぎわいと魅力あるまちづくりを推進し、産業経済の活性化を図る。。							
【評価指標】									
基本指標(単位) = くらやみ祭り観光客数(人)					参考指標(単位) = 観光情報センター利用人数				
【指標の考え方】 市内最大級のイベントであり、観光客の誘致は目的の一つとなっている。ここでの集客数は観光宣伝効果の測定に適している。					【指標の考え方】 平成17年5月に開設し、本センターを拠点に観光情報の提供等を行っているため。				
【目標値の設定根拠】 実績値から勘案した。 また、17年度から警察発表数値から、主催者発表数値に変更。					【目標値の設定根拠】 17年度の実績から設定				
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	97.1%	93.3%	216.7%	0.0%	目標達成率	#DIV/0!	#DIV/0!	102.5%	0.0%
目標値	300,000	300,000	300,000	650,000	目標値			20,000	25,000
実績値	291,400	280,000	650,000		実績値			20,509	

2 Do:実施									
【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)									
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値			単価(円)	
観光事業補助金	3,019	0	0.7人	8,611,589	団体	(件数)	1	8,611,589.1	
観光PR事業	3,944	0	1人	11,933,413				#DIV/0!	
例大祭観光事業補助	8,621	0	0.3人	11,017,824	観光客	(人)	650,000	17.0	
観光情報センター管理運営	9,121	0	1人	17,110,413	利用人数	(人)	20,509	834.3	
			人	0		()		#DIV/0!	

3 Check:評価		
[事業の役割] 市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]
[実施の必要性] 市が実施すべき事業か、同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]
<必要性> 観光に対する市民のニーズは確実に高まっており、その役割は一層重要になってきている。このような中で、観光振興を図っていくためには、市がリーダーシップをとり、観光協会や商工農業者と連携して取り組んでいく必要がある。		
[内容の見直し] 成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]
<有効性> 観光振興を更に効果的・効率的に進めることができるよう、随時見直しを行っている。		
[民間委託等] 民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]
[統合・連携] 類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]
<効率性> 観光協会を更に積極的に活用することにより、一層効果的・効率的に事業を実施することができると思われる。もっとも、現実問題としては、観光協会自身が組織基盤の強化、財源確保等に取り組み、自立することが不可欠である。		
[事業構成の妥当性] 目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]
<妥当性> 現在のところ効果的に事業を展開できており、事業構成は妥当である。		

【今後の課題】
観光協会の自立を促し、観光振興を更に効果的・効率的に推進できるようにする。 観光振興に寄与する新たな観光資源の発掘を推進する。

4 Action:見直し		
【今後の具体的な対策】		
観光協会が組織基盤を強化し、また、財源を確保し、自立できるように財政面以外の支援の充実を図る。 観光振興を更に効果的・効率的に推進できるように、商工農業者と一層の連携を図る。 観光振興や新たな観光資源の発掘のためのPRを強化する。		
【総合評価】		
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)
	4 規模の縮小	
		A
		1
【コメント】		

行政評価委員会からのコメント		
余暇を活用して市内観光をしたい、もっと市のことを知りたいという市民ニーズの高まりから、また、市外からの観光客をより多く誘致することにより、にぎわいと魅力のあるまちづくりに寄与することから、観光事業の必要性は年々高まっており、積極的なPRが必要とされている。現在は、市がリーダーシップを発揮し、観光協会とタイアップして事業を推進しているが、将来的には立場を入れ替え、市は側面支援に回れるように取り組んでいくべきである。また、新たな観光資源の発掘については、自らの情報収集に加え、周囲からの情報提供等が非常に重要になってくるため、市内商工農業者等と一層の連携を図るとともに、ネットワークの構築に尽力する必要がある。なお、担当課においては、東京競馬場等と連携し、競馬場に設置された世界最大のオーロラビジョンを活用したPR方法の検討や、府中市の歴史のブランド化の検討など、当該事業の重点拡大を検討しており、それらについても積極的に取り組んでいくべきである。	B	
		1

平成18年度事務事業評価表

【事務事業名】 観光資源活用事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 8 商業・工業 (3) 観光 観光資源の活用	【開始年度】 平成15年
	【主管部課】 生活文化部経済観光課	

【実施根拠】 なし	【類似・関連事業】 観光PR事業
--------------	---------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
東京都においては、観光客の誘致に力を入れているとともに、産業を基軸とした観光ルートの整備を進めている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	市民及び市外の旅行者等
どのような方法で (どの細事業を活用して)	市内の観光資源を活用・発掘し、観光情報を市内外に積極的に発信
どのような状態にしたいか	にぎわいと魅力あるまちづくりを推進し、産業経済の活性化を図る。

【評価指標】

基本指標(単位) = 観光ガイドツアーの実施(件)	参考指標(単位) = ホームページへのアクセス数(件)
【指標の考え方】 観光資源を活用した様々なガイドツアーを実施する。	【指標の考え方】 観光資源のPRを行うとともに、観光客や市民への利便性を向上させる。
【目標値の設定根拠】 観光案内人ボランティアの人数等から換算	【目標値の設定根拠】 毎月のアクセス2000件 平成16年2月11日開始

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	#DIV/0!	80.0%	133.3%	0.0%	目標達成率	106.6%	115.0%	104.5%	0.0%
目標値		5	12	17	目標値	2,000	2,000	2,200	2,500
実績値		4	16		実績値	2,132	2,300	2,300	

2 Do:実施

【事業の概要】		(事業費及び特定財源 / 単位:千円)						
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)	
観光PR事業	1,249	0	0.5 人	5,243,707	冊子等配布枚数(枚)	15,000	349.6	
観光振興事業	2,695	0	0.3 人	5,091,824	HP運営・ガイドツアー-	1	5,091,823.9	
			人	0	()		#DIV/0!	
			人	0	()		#DIV/0!	
			人	0	()		#DIV/0!	

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 観光に対する市民等のニーズは確実に高まっており、その役割は一層重要になってきている。このような中で、市内の観光資源の活用を図り、観光振興を図っていくためには、市がリーダーシップを発揮し、観光協会や商工農業者と連携して、取り組んでいく必要がある。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 観光資源を積極的に活用し、観光振興をさらに効果的に進めることができるように随時見直しを行っている。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> 観光協会を更に積極的に活用することにより、一層効果的・効率的に事業を実施することができると思われる。もっとも、現実問題としては、観光協会自身が組織基盤の強化、財源確保等に取り組み、自立することが不可欠である。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 現在のところ効果的に事業を展開できており、事業構成は妥当である。			

【今後の課題】			
観光協会が組織基盤を強化し、また、財源を確保し、自立できるように財政面以外の支援の充実を図る。観光資源を活用し、観光施策を更に効果的・効率的に推進できるように、商工農業者等との連携を図る。新たな観光資源を発掘し、活用できるようにするための取組や必要なPR活動を強化する。			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
平成17年度に開設した観光情報センターを拠点として、観光案内人ボランティア等を積極的に活用し、市内の観光資源を中心とした観光ガイドツアーを実施するなど、広く観光振興を図っていく。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	1
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)	3 完了 (_____年度)	
4 現状では見直しが不可能	4 規模の縮小		
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント		A
市内の観光資源の活用については、余暇活動としての観光ルート散策や観光レクリエーション事業の充実に寄与することは基より、府中市の伝統と文化の継承、市民の郷土意識の醸成等にも資するものである。このため、市がリーダーシップを発揮しながら、観光協会や市内商工農業者等と連携し、効果的・効率的に取り組んでいくべきである。また、将来的には、観光協会がリーダーシップを発揮し、市は側面から支援するような態勢にすべきである。		1

【事務事業名】 消費者保護事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 8 商業・工業 (4) 消費生活 消費者保護の拡充	【開始年度】 昭和42年
【主管部課】 生活文化部経済観光課		

【実施根拠】 府中市消費生活相談員設置要綱	【類似・関連事業】 市民相談
---------------------------------	--------------------------

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
17年度以降架空請求・不当請求は減少してきているものの、悪質商法の手口は年々悪質巧妙化されている。特に判断能力の低下した高齢者の被害が増加している。都消費生活センターでは「高齢者被害110番」を開設するなどの対策を講じている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	一般市民
どのような方法で(どの細事業を活用して)	消費者相談・消費者啓発
どのような状態にしたいか	消費者が消費トラブルに巻き込まれることのない平穏な日常生活を送れるようにする。

【評価指標】									
基本指標(単位) = 消費生活相談件数(人)			参考指標(単位) = 消費生活展来場者(人)						
【指標の考え方】 消費生活上のトラブルがなくなることが目標であり、トラブルがなければ、相談件数も増えないはずである。			【指標の考え方】 消費生活展への関心度は、来場者数が一番反映されると考えられる。						
【目標値の設定根拠】 相談件数は減少したほうが良いが、急激に伸びている現状を踏まえ、前年並みに抑えることを目標とする。			【目標値の設定根拠】 前年度実績に対して、10%程度の増を設定						
	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	178.0%	122.4%	60.3%	0.0%	目標達成率	61.9%	104.0%	80.0%	0.0%
目標値	1,134	2,019	2,472	1,491	目標値	950	650	750	660
実績値	2,019	2,472	1,491		実績値	588	676	600	

2 Do:実施

【事業の概要】							(事業費及び特定財源/単位:千円)			
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)			
消費生活相談	6,020	0	0.3 人	8,416,824	相談件数 (件)	1,491	5,645.1			
消費生活展	528	0	0.2 人	2,125,883	来場者数 (人)	600	3,543.1			
市民生活講座	84	0	0.2 人	1,681,883	参加者数 (人)	217	7,750.6			
			人	0			#DIV/0!			
パンフレット等の発行	620	0	0.5 人	4,614,707	部数 (部)	5,850	788.8			

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[A]	
<必要性> 市民の消費活動がある限り消費トラブルは発生する可能性があるため、当該事業は不変・不可欠である。また、当該事業は、市が、市民に一番身近な基礎的自治体として実施するよう求められている。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 消費者啓発活動のうち、消費生活展については、より多くの消費者に参加してもらえるように、開催場所や実施方法について検討する余地がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> 消費活動に関する相談は、消費者のプライベートにかかわる事項も取り扱うため、現段階においては安易に民間委託等を行うことはできないと考える。なお、市民相談事業に組み入れることにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができないかについては、検討する余地がある。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 消費者相談及び消費生活展の実施により、広く一般市民に対し消費生活の改善と豊かな市民生活に寄与しており、妥当である。			

【今後の課題】
 消費者の擁護にはタイムリーな情報提供が必要不可欠である。情報が氾濫する中で、行政が提供すべき情報を各種媒体を効果的に使い、賢い消費者の育成に努めていく必要がある。また、消費生活展は消費生活に関する研究を行う団体が成果を発表し、広く一般市民への普及・啓蒙を図ることにより消費生活の改善と豊かな市民生活に寄与することを目的としているが、情報化の現在では市民を惹き付ける魅力的な研究発表の工夫など、実施方法の見直しが必要である。

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
消費生活相談については、ITを活用するなどし、相談体制の充実を図る。 また、消費トラブルを減少させるため、消費者を対象とした啓発講座等を継続して行う。 消費生活展については、来場者の関心が更に高まるように、内容を充実させる。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	A
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行	3 完了	1
4 現状では見直しが不可能	(他事務事業への移行)	(_____年度)	
4 規模の縮小			
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント	
消費トラブルについては、消費者自身が、甘い話、おいしい話に乗らずに回避できるようになることが第一である。そのため、市としてはタイムリーな情報提供と、日ごろの啓発活動が不可欠である。事業の現状については、消費生活相談と消費生活展を2本の柱として、啓発講座を実施するなど、その構成は妥当であると言える。事業の内容については、ITを積極的に活用し、時間を選ばずに、タイムリーに相談できる体制の確立やマンネリ化しがちな消費生活展の内容の充実など、より効果的な事業とするために見直すべき事項が若干見受けられる。もっとも、担当課においてもその必要性を感じていることから、方向性としても妥当であると言え、当該事業を引き続き実施し、消費者保護に努めるべきである。	A
	1

【事務事業名】 農業の担い手育成事業	【府中市総合計画】 第4章 にぎわいと魅力のあるまちづくり 9 都市農業 (1) 都市農業 農業の担い手の育成	【開始年度】 昭和60年
【主管部課】 生活文化部経済観光課		

【実施根拠】 府中市農業後継者経営改善対策事業実施要綱・府中市農業生産団体育成実施要領・東京都農林水産財団における事業など	【類似・関連事業】 農地の保全・農業のあるまちづくり・安全な農産物の流通拡大
---	--

【事業を取り巻く現況(市民の反応、国・都・他市の状況等)】
現在の農地・農業を保全していくためには、農家自身の自助努力も必要であるが、限界もある。それを補うために人手の確保や事業の近代化など、多種多様な施策提供が求められている。

1 PLAN:計画

【事業の目的・目標】	
事業の対象は	後継者不足に悩む農業従事者、援農ボランティアを志す市民等
どのような方法で(どの細事業を活用して)	援農ボランティアの活用等
どのような状態にしたいか	高齢化する農業従事者のサポートの充実及び農業の担い手となる援農ボランティアの育成を図る。

【評価指標】	
基本指標(単位) = 選挙権(農業委員選出)を有する農家戸数に対する後継者の人数	参考指標(単位) = 援農ボランティアとして活動している者の人数
【指標の考え方】 後継者を一概に把握することは難しいため、農業後継者連絡協議会の登録人数とした。	【指標の考え方】 本事業は、東京都農林水産財団を通じての事業であり、市としては、募集を行い、各農家への引継ぎを行っている。(各年度の人数程度をとらえている)
【目標値の設定根拠】 農業後継者の確保、支援を目的とする事業であり、当該年度の2月1日現在の農家数とした。	【目標値の設定根拠】 前年度のボランティア募集の状況を把握するなどし、次年度の目標数値を決定している。

	15年度	16年度	17年度	18年度		15年度	16年度	17年度	18年度
目標達成率	16.1%	16.1%	16.7%	0.0%	目標達成率	135.0%	96.7%	87.5%	0.0%
目標値	391	391	390	390	目標値	20	30	40	50
実績値	63	63	65		実績値	27	29	35	

2 Do:実施

【事業の概要】 (事業費及び特定財源/単位:千円)							
主な内容	事業費	特定財源	従事職員	総費用	実績区分(単位)及び実績値		単価(円)
農業後継者育成支援	4,380	0	0.5人	8,374,707	()	11	761,337.0
農業生産者団体育成事業	10,275	0	1人	18,264,413	()	8	2,283,051.6
農業後継者組織育成事業	325	0	1人	8,314,413	()	1	8,314,413.0
援農ボランティア育成	0	0	0.5人	3,994,707	()	0	#DIV/0!
			人	0	()		#DIV/0!

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[A]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]	
<必要性> 農業後継者不足を改善(担い手を確保)するために、高齢化する農業従事者へのサポートは必須である。また、貴重な農地・緑を保全するためにも、市が実施すべき事業である。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 今後は、団塊の世代が農業従事者をサポートできるようになると思われるので、積極的な協力を得られるように、事業内容の見直しを検討する余地がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[A]	
<効率性> 類似事業は他に展開されていないので、統合や合併などはできない。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 農業の担い手の確保・育成のための事業は確立されており、その構成も妥当である。あとは当該事業の趣旨に賛同し、積極的に参加してもらえるように、市民にPRし、啓発していくしかない。			

【今後の課題】			
今後は、団塊の世代が農業従事者をサポートできるようになると思われるので、当該事業の趣旨に賛同し、積極的に参加してもらえるようにする必要がある。			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
援農ボランティアの育成については、引き続き積極的に啓発等に取り組んでいく。一方、農業後継者育成・支援事業等については、農地・農業の保全の観点から継続していく必要はあるものの、府中における農業の現状・将来を見据え、対象事業、補助額等について必要な見直しを行う。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A 1
1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性があるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	1 重点化・拡大 2 構成事業の見直し 3 構成事業の移行 (他事務事業への移行) 4 規模の縮小	1 休止 2 廃止 3 完了 (_____年度)	
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント		A 1
<p>農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題は、年々深刻になっている。このため、市としても、市民に対し「農」の大切さを伝え、農地が市民共有の財産であり、保護していかなければならないということを啓発していく必要がある。このためにも、援農ボランティアを積極的に活用し、農業従事者のサポートを充実させるとともに、農業後継者育成・後継者組織育成についても積極的に取り組んでいく必要がある。担当課においては、援農ボランティアに団塊世代の積極的活用を検討している。これは、団塊世代の活用に係る施策と連携すれば、非常に効果があると思われる。当該制度の趣旨をよく理解し、積極的に参加してもらえるように、PR活動・啓発活動を行っていくべきである。また、農家に対する補助が手厚すぎるのではないかという市民の声もあるので、市民が農産物をもっと割安に購入できるような市民還元型の仕組みをつくるなど、将来を見据えた見直しを検討し、実施してほしい。</p>		

3 Check:評価			
【事業の役割】市民ニーズ等の変化により、事業の役割が薄れていないか。	A:薄れていない B:若干薄れている C:薄れている	[B]	
【実施の必要性】市が実施すべき事業か。同様の内容を民間がやっていないか。	A:市が実施すべき B:市以外でも実施している。	[B]	
<必要性> 市民ニーズの変化・多様化により、農業のあり方そのものが問われることが多くなるなど、事業の役割については再検討する必要があるものの、市民に憩いや安らぎを提供するために、引き続き市が農業のあるまちづくりに取り組むことは必要である。			
【内容の見直し】成果の向上のため、事業内容に見直しの余地があるか。	A:見直しの余地なし B:検討の余地あり C:見直すべき	[B]	
<有効性> 現在、レンゲ栽培や観光農園を行う農業者が減少しているため、啓発活動を強化するとともに、より効果的に事業を推進するため、他の施策や手段について検討する余地がある。			
【民間委託等】民間活力の活用により成果を下げずにコストを下げられるか。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
【統合・連携】類似事業等との統合・連携によるコスト削減は可能か。	A:できない B:検討の余地あり C:可能 D:実施済み	[B]	
<効率性> レンゲの種の配布し、栽培することにより景観を維持しているが、これらは民間団体等でも十分に実施できるものであるため、検討する余地がある。			
【事業構成の妥当性】目的達成のために必要な事業構成になっているか。	A:事業構成は妥当である。 B:事業構成は妥当ではない。	[A]	
<妥当性> 農業のあるまちづくりを推進するため、事業構成自体は妥当であり、継続して実施すべきと考えますが、各事業の細部については、民間団体等の活用を図るなど、見直しを検討する余地がある。			

【今後の課題】			
レンゲ栽培を行う農家が減少し、また、観光農園を開園する農家も減少しているため、最低限、現在の農家数を維持できるように、啓発を強化し、取り組む必要がある。また、市民団体、民間団体等を活用し、効率的に事業を進められるような仕組みづくりを検討する必要がある。			

4 Action:見直し			
【今後の具体的な対策】			
レンゲ栽培については、農業者には緑肥としての減化学肥料の効果をPRし、また、市民には憩いやレクリエーションの側面をPRし、レンゲ田の拡大を図っていく。観光農園については、あらゆる機会において積極的なPR活動をしていく。特に摘取農園については、人気もあり、農園主に農園の拡大を図るよう依頼するとともに、摘取農園マップの作成を側面から支援していく。			
【総合評価】			
A 現状のまま継続	B 見直して継続	C 休止・廃止	A
1 大幅な見直しは必要ない	1 重点化・拡大	1 休止	
2 見直しには法令等の改正が必須	2 構成事業の見直し	2 廃止	1
3 見直しの必要性があるが時期尚早	3 構成事業の移行 (他事務事業への移行)	3 完了 (_____年度)	
4 現状では見直しが不可能	4 規模の縮小		
【コメント】			

行政評価委員会からのコメント		A
農地は市民共有の財産であり、緑・景観の観点からも保護していかなければならないという認識を持つ市民が増えている一方で、農家においては、農業従事者の高齢化、後継者不足、相続等の問題を抱えており、「農業のあるまちづくり」を推進していくにもなかなか難しい状況にある。このような中で、市民に憩いや安らぎを提供し、よりよい景観を保護するために、本事業については粘り強く取り組んで行く必要があり、レンゲ栽培にしる、観光農園にしる、農家へのPR・啓発を強化し、積極的に取り組んでもらえるようにしていく必要がある。また、農地は市民共有の財産でもあることからすれば、市民一人一人に理解を求め、協力を得る必要がある。その際には、市民団体や民間団体等を積極的に活用し、効率的に取り組むべきである。なお、本事業をより効果的なものとするためには、観光PR事業や観光資源活用事業との連携も十分意識すべきである。		
		1